

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

実施方針に関する質問の回答書

平成 20 年 9 月

大 牟 田 市

荒 尾 市

本回答書は、平成 20 年 7 月 29 日（金）から平成 20 年 8 月 18 日（月）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業実施方針に関する質問への回答を記載したものです。

回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等でご確認下さい。

なお、質問の受付期間及び受付数は、以下のとおりです。

受付期間：平成 20 年 7 月 29 日（金）から平成 20 年 8 月 18 日（月）午後 5 時まで

質問受付数：次表参照

表－1 項目別の質問数

項 目	質問数（件）
はじめに	1
第 1 特定事業の選定に関する事項	151
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	66
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	24
第 4 対象施設（共同浄水場）等の立地並びに規模及び配置に関する事項	60
第 5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	0
第 6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	0
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	0
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	5
別紙、その他	194
合 計	501

注) 実施方針の変更箇所は、下記のとおりです。

質問No.17、19、47、161、178、208、359、372、415、429、437、485

なお、変更した実施方針については後日公表します。

実施方針に関する質問及び回答

No.	質問項目	頁	対応箇所					内 容	回 答
1	両局の定義と優先自治体の選定	1	はじめに					両局とは大牟田市企業局及び荒尾市水道局となっています。本件はDBO事業方式における事業契約を落札者と締結する期間が平成21年2月末落札者公表で同年4月末とのスケジュールが予定されています。また、本件のDBO事業方式は事業契約の締結として基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の3本で構成されています。PFI法に準拠した事業者選定を行った場合、事業契約を確認する(契約交渉)交渉から考えた場合、事前に両局の位置づけ優先する自治体若しくは代表自治体を事前に公表する若しくは決定することが必要と考えますが如何でしょうか	窓口の設置等について両市で調整する考えておりますが、入札説明書等でお示しします。
2	公共施設等の管理者	1	第1	1	(3)			両市間で正・副管理者を取決め、正管理者が本事業における発注者側の代表者としての責任・権限を担い、事業者(SPC)との協議等に対応されるのでしょうか。	(質問No.1参照)
3	事業目的	1	第1	1	(4)			新浄水場共用開始後、宮原浄水場は停止するとの説明でしたが、切替の時期・方法等配慮する事項はありますでしょうか？	宮原浄水場の大牟田市浄水委託分は停止しますが、宮原浄水場全体を停止することにはなりません。送水管の切り替え等が必要ですが、平成24年4月に共同浄水場が供用開始できるよう切り替えることになります。
4	宮原浄水場について	1	第1	1	(4)			「共同浄水場の供用開始後には、浄水委託(大牟田市)は行わない」とありますが、供用開始後は宮原浄水場を解体撤去するのですか。	本事業には含まれません。
5	浄水方法変更認可を取得	2	第1	1	(4)			両局殿が事前に行った許認可団体との協議内容若しくは協議事項について公表していただけるものと考えますが、如何お考えでしょうかお示しください。提案事業者としてどのような事前協議が必要でその対応を明確にした上で、提案上の費用化を行う必要がありますので提案参加を行うために必要な情報と考えます。	浄水方法変更認可は両市で行います。
6	変更認可	2	第1	1	(4)			変更認可を実施するのは、大牟田市企業管理者並びに荒尾市水道事業管理者であり、事業者はその支援ということでしょうか。	ご理解のとおりです。(質問No.5参照)
7	浄水方法変更認可	2	第1	1	(4)			「事業契約の締結は、落札者の提案方式を踏まえ、浄水方法変更認可を取得した後に行うことになる予定。」とありますが、変更認可取得までの期間はどの程度をお考えでしょうか。	事業者選定スケジュールに合わせて手続きを終える予定です。
8	浄水方法変更認可	2	第1	1	(4)			「落札者の提案方式を踏まえ、浄水方法変更認可を取得」とありますが、事業契約前に取得する以上、取得に向けた認可申請は両市でやって戴けるとの理解で宜しいでしょうか？	(質問No.5参照)
9	許認可業務	2	第1	1	(4)			浄水方法変更認可の取得に関する実務と責任は両局に帰すると考えて良いのでしょうか。	(質問No.5参照)
10	浄水方法変更認可の取得	2	第1	1	(4)			事業契約の締結は、……浄水方法変更認可を取得した後に行う事になる予定とありますが、変更認可の取得作業は両局、落札者の内どちらの範囲となりますか。	(質問No.5参照)
11	事業の目的(水道法上の浄水方法変更認可)	2	第1	1	(4)			事業契約の締結は、落札者の提案方式を踏まえ、浄水方法変更認可を取得した後に行う予定とのことですが、浄水方法変更認可の申請は、落札者と基本協定書を締結した後の行われるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	浄水方法変更認可	2	第1	1	(4)			事業契約の締結は、落札者の提案方式を踏まえ、浄水方法変更認可を取得した後に行うとありますが、手続きは両市、事業者どちらが行うのですか？	(質問No.5参照)
13	第三者委託	2	第1	1	(5)			第三者委託の委託先は、SPCであり、SPCは水道法(第24条の3)に規定する「水道管理業務受託者」とあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	受託水道業務技術管理者	2	第1	1	(5)			「事業者は受託水道業務技術管理者を置き」とありますが、 ① 最低限、受託水道業務技術管理者1名はSPC在籍職員とし、他の職員は構成員あるいは委託企業からの常駐者あるいは兼務者としてよろしいでしょうか。 ② SPC在籍職員は構成員からの出向在籍(SPCの従業員として、その指揮監督、就業規則に従って業務を行うが、身分は出向元の従業員のまま)という形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア		既存施設の耐震補強は、業務範囲に含まれないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
16	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア	(イ)	「排水処理施設」について、①「産業廃棄物処理施設の設置許可の取得」、「産業廃棄物処理業の許可の取得」、「産業廃棄物処理責任者の設置」が必要となるのでしょうか。②必要となる場合は、本事業施設の設置・所有者は両市であることから、両市の所掌業務ということでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
17	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	清里水源清里総合ポンプ場における非常用自家発電施設の燃料に関して、44頁にある「別紙21(場外維持管理対象の概要)」表中の「重油タンク3,110リットル」と示され、また56頁にある「別紙26 参考図1番 清里水源一般平面図」のうち「総合ポンプ場一般平面図」では「重油タンク」とされているのに対し、82頁にある「別紙31 大牟田市場外施設維持管理関係参考資料」のうち「清里ポンプ場」備考欄では「自家発電用の燃料(軽油)」と示されています。いずれが正しいかをご教示願います。	82頁にある「別紙31 大牟田市場外施設維持管理関係参考資料」のうち「清里ポンプ場」備考欄を「自家発電用の燃料(重油)」と修正します。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容		回 答
18		2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	上記の1に関連して、燃料タンクの容量をご教示ください。	清里総合ポンプ場の重油タンクは3,110リットル、四箇ポンプ場は390リットル、黒崎団地加圧ポンプ場は19.5リットルです。
19		2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	上記1及び2に関連して、56頁にある「別紙26 参考図1番 清里水源一般平面図」のうち「総合ポンプ場一般平面図」では、重油タンクが「2基」あるように示されていますが、先日、当方が現地見学した際には「1基」と確認しております。「1基」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
20	清里水源の井戸	2	第1	1	(5)	ア	(ケ)	清里水源で点検のみ行う井戸は、No.1,4,6,7,9,10との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア	(ケ)	清里水源、配水池、ポンプ場、水質モニターに係る施設の老朽化による補修、補強は事業者の責任範囲外と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。(質問No.82参照)
22	大牟田市単独分	2	第1	1	(5)	ア	(ケ)	対象施設 大牟田市単独分とは、大牟田市との単独契約を意味しているのか。	入札説明書等でお示します。
23	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア	(ケ)	清里総合ポンプ場に設置されている自家発電設備の燃料消費率(1時間あたりの重油消費量)をご教授願います。	24.7リットル/時間です。
24	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア	(ケ)	四箇ポンプ場に設置されている自家発電設備の燃料消費率(1時間あたりの軽油消費量)をご教授願います。	22.6リットル/時間です。
25	対象施設及び対象業務	2	第1	1	(5)	ア	(ケ)	黒崎団地加圧ポンプ場に設置されている非常用エンジンの燃料消費率(1時間あたりのガソリン消費量)をご教授願います。	7.8リットル/時間です。
26	対象業務について-1	3	第1	1	(5)	イ	(7) a	事前調査業務とありますが、現段階で想定されている業務内容についてご教示下さい。事前調査業務は、どの企業が実施することがふさわしいと考えられるかについても、併せてご教示下さい。	前段は地質調査業務を想定しています。後段は、応募者グループ内での調整事項と考えられます。
27	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) a	「事前調査業務」とは、具体的にどのような業務をお考えでしょうか。	(質問No.26参照)
28	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) a,b	浄水場整備業務の事前調査業務及び設計業務のなかには事業用地の開発行為に対する許認可取得業務は含まれているのでしょうか。	開発行為には該当しません。
29	対象業務について-2	3	第1	1	(5)	イ	(7) b	今後入札説明書等に明記されるのかもしれませんが、共同浄水場の耐震水準はどのようにお考えですか。(レベル1、レベル2等)	レベル2を考えています。
30	工事業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) c	「～荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器並びに遠方監視設備の設置工事並びに現在宮原浄水場に設置している勝立及び延命配水池の設備含む。」とありますが、設備内容把握のために関連の竣工図(完成図書)を借用させていただけないでしょうか。	入札説明書等でお示します。
31	浄水場整備業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) c	現在宮原浄水場に設置している勝立及び延命配水池TM設備の設置を含む。という内容は移設工事を行うのか、新設工事が明示願います。	新設工事を考えております。
32	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	電波障害等対策業務とは何を指すのですか。	入札説明書等でお示します。
33	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	電波障害等対策業務とは、どのような業務内容をご教授願います。	(質問No.32参照)
34	対象業務について-3	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	電波障害等対策業務は、具体的にどのような原因による障害発生を想定されているのかご教示ください。	(質問No.32参照)
35	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	「電波障害等対策業務」とありますが、①業務内には電波障害影響調査業務は含まれると考えてよろしいでしょうか。②また、調査に伴い対策業務が提案時の想定範囲以上になった場合の費用変更はお認めいただけるのでしょうか。	前段は質問No.32参照。後段は当該事項での費用変更は考えておりません。
36	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	「電波障害等」とありますが、電波障害以外に想定されているものについて具体的にお教えください。	(質問No.32参照)
37	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	電波障害等とありますが電波障害対策以外あれば提示下さい。	(質問No.32参照)
38	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(7) d	電波障害対策の具体的な業務内容・範囲を提示下さい。	(質問No.32参照)
39	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(5)	イ	(7) (イ) c b	「共同浄水場の運転管理に関する荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器、遠方監視設備の設置工事」とありますが、共同浄水場の運転管理に関する具体的な水質計器(項目)及び遠方監視設備(項目)を御教示ください。	上の原浄水場における水質項目は濁度、pH等とします。荒尾市中央水源地は着水井前の残留塩素と流量、着水井又はポンプ井の水位とします。その他必要と思われる項目についてはご提案下さい。
40	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ) a	薬品洗浄業務は運転管理業務に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ) a	運転管理業務の対象施設としては、浄水施設、排水処理施設及び送水施設等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所					内 容	回 答	
42	保守点検業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	b	「～荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器並びに遠方監視設備の保守点検も含む。」とありますが、現状の保守点検内容及び費用をご提示いただけないでしょうか。	(質問No.43参照)
43	保守点検業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	b	保守点検業務範囲に共同浄水場の運転管理に関わる荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器並びに遠方監視設備の保守点検が含まれています。過去の点検状況若しくはクレーム状況について公表をしていただけるものと考えますが、如何でしょうかお示ください。その資料をベースに点検費用の算定を行います。仮に公表いただけない場合は両局殿の費用負担とさせていただきたい。提案事業者と既設企業会社との公平性の観点からも検討をお願いします。	荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器並びに遠方監視設備は新設になります。
44	保守点検業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	b	遠方監視設備の保守点検業務を対象としています。現地見学会非常駐施設における既設管理対象機器類の当該業者、型式を開示していただくことは可能でしょうか。	入札説明書等でお示します。
45	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	c	事業者の水質管理業務に必要な水質試験室及び水質試験設備等は、実施方針3頁の対象施設及び15頁の施設の規模等に記載されていませんが、浄水処理の工程管理に必要な水質試験や水質要求水準の適合性を評価するための水質試験を実施するための設備は、両市で設置していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等でお示します。
46	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	c	共同浄水場について第三者委託を予定されていますが、事業者において水質検査計画を策定し実施するとの理解でよろしいでしょうか。	浄水場内についてはご理解のとおりです。浄水場以降は両市で策定します。
47	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)		場内維持管理業務に燃料調達業務は含まれないのでしょうか。	含みません。修正いたします。
48	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	c	水質管理業務の段階はどの段階ですか。	(質問No.49参照)
49	水質管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	c	水質管理業務の内容としては浄水処理に必要な水質分析及び保証項目の水質分析及び理解でよろしいでしょうか。また水質分析の一部を外部委託してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	d	修繕業務の土木・建築に関わる範囲は建築図書に準拠すると理解して宜しいでしょうか。	建設時の機能を維持する範囲で対応するものと考えております。
51	修繕業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	d	修繕業務には、大規模修繕は含まれるのでしょうか。	大規模修繕は含まれません。
52	浄水ケーキ有効利用業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキ有効利用業務は不可能な場合、産廃処分でもよろしいですか。	対応が不可能な場合は産業廃棄物処分でもやむを得ないものとなりますが、有効利用が望ましいものと考えております。
53	浄水ケーキ有効利用業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキ利用について、有効利用先があれば教示願います。	予定しているところはありません。
54	浄水ケーキの有効利用業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキの有効利用業務とは、「非有価の有効利用」でも問題ありませんか。また「最終処分」は認められますでしょうか。	前段は問題ありません。後段は質問No.52参照。
55	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキ有効利用業務とは、技術的な対応に限るものですか。それとも商業ベースへの展開も含むものなのかご教示願います。	限定はしておりませのでご提案下さい。
56	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	実施方針説明会において、浄水ケーキ有効利用業務は天日乾燥汚泥を前提とすることの説明がありましたが、機械脱水ケーキでの有効利用の提案は有効と考えてよろしいですか。天日乾燥汚泥を前提とする理由をご教示願います。	前段は天日乾燥床を前提とした有効利用のご提案をお願いします。後段は機械脱水に比べ天日乾燥床の方が経済的であり、敷地面積も確保できたことが理由です。
57	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	「浄水ケーキ有効利用業務」とありますが、具体的にはどのような業務を想定されているのでしょうか。また、必ず有効利用しなければならないのでしょうか。御教示ください。	前段は具体的な業務は想定しておりませんのでご提案下さい。後段は質問No.52参照。
58	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水場維持管理業務の中に浄水ケーキ有効利用業務とありますが産業廃棄物として最終処分せずにセメント、園芸土等への処理業務(逆有償)という理解でよろしいでしょうか。それとも有価物として販売する業務を想定しているのでしょうか。	限定しておりません。
59	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	「浄水ケーキ有効利用業務」は全量有効利用となるのでしょうか。もしくは有効利用が基本で、それ以外は産廃処分をしても良いものとなるのでしょうか。	(質問No.52参照)
60	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキの処理方法及び処理先は両局、事業者どちらの責任で選定するのでしょうか。	事業者の責任で選定をお願いします。
61	浄水ケーキ有効利用業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	①廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理設備を設置する場合、産業廃棄物処理施設の設置許可は貴局にて取得されるとの理解でよろしいでしょうか。 ②浄水ケーキを産業廃棄物として処理する場合、排出者責任の所在、産業廃棄物処理業の許可取得要否、マニフェスト伝票の運用については、それぞれどのようにお考えでしょうか。 ③浄水ケーキの場外での有効利用あるいは処理方法に関する条件等をご教示ください。	①、②は入札説明書等でお示します。③は質問No.52参照。
62	浄水場維持管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキ有効利用業務とありますが、発生する浄水ケーキは産業廃棄物としての処分は行わず全量有効利用する条件と解釈して宜しいですか。	(質問No.52参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所			内 容			回 答	
63	対象施設及び対象業務 (浄水ケーキ有効利用業務について)	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	既に上の原浄水場で脱水処理していますが、共同浄水場の浄水ケーキ発生量の予想値をご開示下さい。	別紙29の原水水质データをもとにご検討下さい。
64	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	i	浄水ケーキ有効利用は埋め立て等最終処分以外と理解して宜しいでしょうか。	(質問No.52参照)
65	見学者対応業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	見学者は年間何組が訪れて、1組あたり何名と考えればよろしいでしょうか。また管理棟内に見学者用の室は設ける必要がありますか。	前段は両市内の小学校34校の4年生が年1回の見学、1日当たり最大で120人(40人/回×3サイクル)とその他に小グループの見学が想定されます。後段は必要と考えています。
66	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	「浄水ケーキ有効利用業務」については、場内において利用してもよろしいでしょうか。	場外での有効利用をお考え下さい。
67	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	「浄水ケーキ有効利用業務」については、園芸土利用等により販売することを考慮した場合でも、料金徴収代理業務等によるサブス購入型の支払いであり、独立採算型ではないと考えてよろしいでしょうか。	独立採算型が望ましいと考えられます。
68	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	両局で主管されている浄水場での浄水ケーキの現在の利用方法をご教示ください。	現在、両市が主管している浄水場はありません。
69	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	「浄水ケーキ有効利用業務」について、「有価利用」、「再生利用」以外に、「産業廃棄物処分」とする提案も認められるのでしょうか。	(質問No.52参照)
70	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	「浄水ケーキ有効利用業務」について、「浄水ケーキ」の所有者は両市ということで、「有価利用」の場合の販売収入は両市の収入となり、SPCの事業収支計画においては、SPC収入には含まないということになるのでしょうか。	SPCの収入とします。
71	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	「浄水ケーキ有効利用業務」について、①「再生処理の外部委託」、「産業廃棄物処理の外部委託」で行う場合、排出事業者は両市ということでよろしいでしょうか。②また、「処理委託契約」は両市と外部委託先間で結ぶこととなるのでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
72	見学者対応業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	見学者の来場頻度、一回当たりの来場者数はどの程度と考えればよろしいでしょうか。また、見学者用のパンフレット作成等に関する条件があればご提示ください。	前段は質問No.65参照。後段については特にありません。
73	対象施設及び対象業務 (見学対応業務について)	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	見学者の人数、目的、見学範囲、内容、および見学頻度はどのように設定すればよいのでしょうか、ご検討の具体的な情報をご開示ください。	(質問No.65参照)
74	見学者対応	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	浄水場維持管理業務(共同施設)の見学者対応はどの程度のものであると考えていますか？また、見学者の想定される人数は何人くらいですか？	(質問No.65参照)
75	見学者対応	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	j	見学の頻度、回数及び見学者の対象年齢と1回当たりの人数についてご教示下さい。	(質問No.65参照)
76	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	k	警備業務とは、警備業法に基づく業務と解釈してよろしいですか。	警備業法の適用は考えておりません。
77	植栽管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	l	場外の対象箇所をご教示願います。また植栽管理とは枯れた木及び花の補充、草刈り及び草取りと理解してよろしいでしょうか。	前段は別紙3に示す対象全てとなります。後段は剪定作業及び消毒等も含まれます。
78	浄水場維持管理業務の清掃業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	m	清掃業務は施設業務以外にどの範囲を想定されているのでしょうか	浄水場内全体を考えています。
79	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	m	施設清掃は運転に支障のない範囲と理解して宜しいでしょうか。	飲料水を作る浄水施設としてふさわしい範囲とご理解ください。
80	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(イ)	m	水槽類の清掃は含むと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	k h	「警備業務」とありますが、具体的にはどのような業務を想定されているのでしょうか。御教示ください。	浄水場では入退出の確認、巡回、ITV監視、場外施設はITV監視、巡回点検を想定しています。
82	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		大牟田市単独の維持管理対象施設(配水池、ポンプ場等)については、修繕業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	応急措置等軽微な対応は含まれます。
83	大牟田市単独	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		場外維持管理業務(大牟田市単独)とは、大牟田市との単独契約を意味しているのか。	(質問No.22参照)
84	場外維持管理業務の範囲	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		場外維持管理業務には、対象業務として記載されていない修繕業務、見学者対応業務等は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(質問No.82参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容			回 答
85	場外維持管理業務の範囲	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		場外維持管理業務に場外設備等の修繕業務が含まれておりませんが、たとえばテレメーター等の機器に不具合が生じ緊急の対応が必要となった際であっても、事業者の対応としては当該事項を水道局に報告等するのみで良いのでしょうか。 (質問No.82参照)	
86	場外維持管理業務の範囲	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		場外の維持管理業務には水質管理業務が記載されていませんが、場外施設における水質管理業務は事業者の業務でないと理解してよいでしょうか(たとえば、場外施設のテレメータ等で残留塩素の要求水準未達などが確認された際の次亜の注入などは、運転管理業務として事業者が市の指示のもと実施します。後段は共同浄水場、清里ポンプ場及び四箇ポンプ場における次亜注入費用は全て本事業に含まれます。	
87	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		「場外維持管理業務」に修繕業務は含まれていませんが、本事業における事業者(SPC)の修繕業務は「共同浄水場内の新設施設のみ」という理解でよろしいでしょうか。	
88	場外維持管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)		委託内容(法定外委託の仕様)の詳細については、入札説明書等にてご提示いただけるの理解でよろしいでしょうか。	
89	運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	現状の運転管理業務実施内容(作業項目、人員数等)をご教示ください。	
90	場外運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	法定外委託であり、場外の水質保証は含まれていないと理解して宜しいでしょうか。	
91	場外運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	荒尾市中央水源では取水量による次亜注入量制御を行っていると思われしますので、新浄水場側では一定の残塩濃度で給水、更に中央水源着水井で追塩し残塩濃度管理を行う委託管理と考えて宜しいでしょうか。	
92	場外運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	既存設備の運転管理方法・頻度、マニュアルについては要求水準書にて示されると理解して宜しいでしょうか。	
93	場外運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	配水区全般の減圧弁・減圧槽の所在が判明出来ない為、場外配水管系統図など確認できる資料を開示していただくことは可能でしょうか。	
94	場外運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	甘木～延命間の連通管の遮断弁について詳細をご教示ください。 官側にて開閉・調整をご判断いただき、事業者側へご指示いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。	
95	場外運転管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	a	四箇配水池における現状の追塩状況(季節変動、頻度など)についてご教示ください。	
96	保守点検業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	b	①現状での保守点検内容の詳細、費用、事業期間中の対象設備更新計画の予定を提示いただけないでしょうか。 ②対象設備の更新、修繕は、事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	
97	場外保守点検業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	b	既存設備(遠方監視を含む)の詳細情報、維持管理状態、点検内容、頻度についてご教示ください。	
98	場外保守点検業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	b	「遠方監視制御設備の子局」の対象は、荒尾市中央水源及び上の原浄水場に新たに設置する子局との理解でよろしいでしょうか。	
99	場外消耗品調達管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c	消耗品の具体的内容、また現状の消耗品調達と使用量をご教示ください。 (質問No.101参照)	
100	消耗品調達管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c	対象となる消耗品について、現状の種類、量についてご教示ください。 (質問No.101参照)	
101	消耗品調達管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c	消耗品の具体的内容をご教示願います。	
102	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c	給水栓における毎日の水質検査業務の検査地点(所在地)、また毎日検査に要する移動距離及び移動時間の現状をご教示願います。	
103	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c	「消耗品調達管理業務」とありますが、具体的な内容及び調達項目を御教示ください。 (質問No.101参照)	
104	場外調達管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c,d,e	「調達管理」の定義をご教示ください。	
105	場外維持管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	c,d,e	各種調達管理業務の実績値を明示願います。 (質問No.101及び107参照)	
106	薬品調達管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	d	対象となる清里総合ポンプ場及び四箇ポンプ場の次亜塩素について、現状の調達頻度と調達量をご教示ください。 (質問No.107参照)	

No.	質問項目	頁	対応箇所			内 容			回 答	
107	対象施設及び対象業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	d,e	調達業務範囲である、清里総合ポンプ場及び四箇ポンプ場の次亜塩素の規格・使用量を御教示ください。 また、清里総合ポンプ場、四箇ポンプ場の自家発電設備の燃料及び黒崎団地加圧ポンプ場の非常用エンジンの燃料の規格・使用量を御教示ください。	次亜塩素の規格は有効塩素濃度12%、使用量は概ね清里ポンプ場1500kg/年、四箇ポンプ場150kg/年です。また、燃料は概ね清里総合ポンプ場重油260kg/年、四箇ポンプ場軽油210kg/年、黒崎団地加圧ポンプ場ガソリン15kg/年です。
108	燃料調達管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	e	対象となる自家発電設備の燃料及び非常用エンジンの燃料について、現状の調達頻度と調達量をご教示ください。	(質問No.107参照)
109	植栽管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	f	対象となる植栽管理業務範囲について、現状の管理内容と費用をご教示ください。	質問No.77参照。費用はご提案ください。
110	場外維持管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	f	現状の植栽に関する種類と数量を明示願います。	入札説明書等でお示します。
111	場外植栽管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	f	現況の植栽管理の範囲(面積)と物量、頻度をご教示ください。	(質問No.110参照)
112	植栽管理業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	f	各浄水池、配水池等の植栽管理にあたっては、①指定の仕様・マニュアル等がありますか。②ある場合は、ご教示ください。③無い場合は、要求水準書に明示頂けるのでしょうか？	(質問No.77及び110参照)マニュアルはありません。
113	清掃業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	g	対象となる清掃業務範囲について、現状の清掃内容と費用をご教示ください。	巡回点検時に職員が施設内の清掃を行っています。費用は職員対応のためこの部分のみのご提示はできません。
114	場外清掃業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	g	現況及び予定清掃業務の範囲と物量、頻度をご教示ください。	(質問No.113参照)
115	警備業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	h	対象となる警備業務範囲について、現状の警備内容と費用をご教示ください。また、委託される警備業務とは、警備業法に定める警備に該当しない内容と考えてよろしいでしょうか。	前段は機械警備(防犯カメラ・赤外線センサー・ドアスイッチ・ガラス破損センサーなど)ですが、費用は職員対応のためこの部分のみの資料のご提示ができません。後段はご理解のとおりです。
116	場外警備業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	h	現状行っている場外施設の防犯設備(侵入監視カメラ・センサ)を更に強化又は追加する必要があるとお考えかをご教示下さい。	本事業には含みません。
117	場外警備業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	h	現状行っている場外施設の警備業務・防犯設備をご教示下さい。警備のレベルについてご教示ください。(防犯カメラ程度を設置し中央監視(有人・無人)にて監視でよろしいでしょうか。警備会社との契約が必要でしょうか)	前段は質問No.115参照。後段は中央監視(有人)にて監視しています。
118	場外警備業務	3	第1	1	(5)	イ	(ウ)	h	場外の侵入者監視にカメラを利用し、水源センターで監視を行っているようですが、利用回線種別とシステム構成をご教示ください。	入札説明書等でお示します。
119	法定外委託	4	第1	1	(6)				共同浄水場外施設の維持管理業務について、法定外の委託とのことですが、法定外の中に警備業務も含まれると考えますが如何でしょうか。	ご理解のとおりです。
120	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(6)				共同浄水場外の水道施設維持管理業務について、具体的な内容を明示願います。	(別紙31参照)
121	事業方式	4	第1	1	(6)				維持管理業務の委託について、共同浄水場は「第三者委託」、共同浄水場外の水道施設は「法定外委託」とのことですが、「法定外委託」となる施設は、大牟田市様、荒尾市様それぞれ個別の管理施設になるものと思われます。両市と事業者(SPC)間の維持管理業務委託契約は、「第三者委託」、「法定外委託」それぞれ施設管理者毎に別々の契約となるのでしょうか。	入札説明書等でお示します。
122	事業方式	4	第1	1	(6)				本事業における維持管理業務委託については、指定管理者制度の適用はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	事業方式	4	第1	1	(6)				法定外委託に関わる官側への業務報告の頻度と方法は要求水準書にてご提示して頂けますでしょうか。	入札説明書等でお示します。
124	法定外委託	4	第1	1	(6)				法定外委託とは、官側から指示をいただき、事業者側にて運転管理すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(7)				「清里水源及び清里総合ポンプ場の維持管理については、平成24年4月～平成27年3月までの3年間とし、それ以降については、大牟田市と事業者が協議を行う」とありますが、3年間に限定している主たる事由は何でしょうか。例えば、平成27年3月以降については、清里水源及び清里総合ポンプ場は廃止を視野に入れた考えをお持ちなのでしょうか。それとも、あくまで継続使用予定なのでしょうか。御教示ください。	現在の認可目標年度が平成26年度であり、清里水源及び清里総合ポンプ場の運用方法は決まっていないため、そのようにしております。
126	事業期間	4	第1	1	(7)	-	-	-	清里水源及び清里総合ポンプ場の維持管理のみ3年間と定めている理由をご教授願います。	(質問No.125参照)
127	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(7)				落札者決定後、事業契約締結の間に、水道法上の手続きが必要とありますが、具体的にどのような手続きが必要かご教授願います。	(質問No.5参照)
128	水道法の手続きについて	4	第1	1	(7)				ここで言う水道法上手続きは、2頁の浄水方法の変更認可申請・取得と考えてよろしいですか。また、この手続きは、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
129	事業期間	4	第1	1	(7)				「落札者決定後、事業契約までの間に、水道法上の手続きが必要となるため、事業開始時期は変更になる場合がある。」とありますが、事業期間変更に伴うリスク分担は発注者にあると考えてよろしいでしょうか。	発注者の責に帰すべき事項は発注者がリスクを分担することになります。
130	変更認可申請、補助申請の手続き	4	第1	1	(7)				変更認可申請、国庫補助申請の手続きは、申請書作成から取得までを全て貴局で処理されるものと考えてよろしいですか。	変更認可申請は質問No.5参照。国庫補助申請は両市で行いますが、資料作成についてはご協力頂くこととなります。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
131	事業期間	4	第1	1	(7)		水道法上の手続きが必要になるため、事業開始期間は変更になる場合があるとありますが、どの程度を予定されていますか？	(質問No.7参照)
132	事業期間	4	第1	1	(7)		清里水源及び清里総合ポンプ場の維持管理業務に関して、3年後の扱いは提案対象となりますでしょうか。	提案対象とは考えておりません。
133	事業スケジュール	4	第1	1	(7)(8)		事業スケジュールでは、設計・工事期間はH21.5～H24.3と示されていますが、落札者決定後、変更認可の取得が遅れた場合は、設計・工事期間の変更はありますか。	両市の責に帰すべき事項により設計・工事着手が遅れた場合には考慮することになるものと考えられます。
134	設計・工事期間	4	第1	1	(8)	(ウ)	事業スケジュールで設計・工事期間を短縮し、維持管理を前倒しすることは可能か。期間を短縮は評価に値するののか。	維持管理を前倒しすることは不可能です。
135	事業スケジュール	4	第1	1	(8)	(エ)	維持管理期間は、平成24年4月～平成39年3月となっていますが、事業開始時期が変更になっても本期間は変更しないと考えてよろしいですか。	現時点では変更を考えておりませんが、入札説明書等でお示します。
136	留意事項	4	第1	1	(9)		各種対応が両局各々に対することとなりますが、この場合、両局各々に対する範囲・内容・条件等を明確にし、両局各々との契約は可能でしょうか。	入札説明書等でお示します。
137	留意事項	4	第1	1	(9)	ア	留意事項に「両局に対して一部異なるサービスを提供すること」とありますが、事業者(SPC)と両局(発注者)間の「各種協議」、「モニタリング」、「サービス対価の請求・支払」等においては、発注者側対応は大牟田市様、荒尾市様それぞれ別々ではなく、契約協議から事業期間を通じて一元化されるとの理解でよろしいでしょうか。	契約は基本的に両市と行うこととなりますが、窓口等については入札説明書等でお示します。
138	留意事項	4	第1	1	(9)	ア	「一部異なるサービス」とは実施方針、入札説明書等の内容と異なるサービスを両局が要求する可能性があるということでしょうか。	(質問No.139参照)
139	両局に対して一部異なるサービス	4	第1	1	(9)	ア	両局に対して一部異なるサービスを提供するとありますが、その内容についてご教示願います。	両市の事業内容が異なっている部分を示しています。
140	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(9)	ア、イ、ウ、エ	両局に対して一部異なるサービスを提供する、両局の要求が両立しないものがある場合は協議を行うなど、事業開始後、民間事業者にとっては提案時に予測出来ない業務・費用が発生することが想定出来ますので、民間事業者との連絡窓口の一本化、提出書類様式の統一化、両局の要求の乖離時の具体的な対応などについてどのようにお考えかご教示下さい。	(質問No.1及びNo139参照)
141	留意事項	4	第1	1	(9)	イ	この項目に記述されている「サービスの対価」は、アの「一部異なるサービス」の対価と理解してよいのでしょうか。	事業全体のサービス対価を意味しています。
142	留意事項	4	第1	1	(9)	イ	両局からモニタリングを受けることとありますが、両局から別々にうけるのでしょうか。	両市が一体となって行うことを考えております。
143	対象施設及び対象業務	4	第1	1	(9)	エ	「両局の要求が両立しないものがある場合は協議を行うこと」とありますが、事業者が個々の局と協議をするということでしょうか。両局と事業者が3者で協議をするということでしょうか。また最終的に協議が整わなかった場合にはどのような措置をとるのでしょうか。	入札説明書等でお示します。
144	留意事項	4	第1	1	(9)	エ	「両局の要求が両立しないものがある場合は協議を行うこと」とありますが、円滑に事業を進めるために、発注者側窓口を一元化していただくことを考慮していただけないでしょうか。	(質問No.1参照)
145	留意事項	4	第1	1	(9)	エ	「両局の要求が両立しない」とは、大牟田市水道局と荒尾市水道局の要求が両立しない場合ということでしょうか。その場合、事業者が両局と協議し要求事項を調整するのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。調整は両市で行うこととなります。
146	適用される仕様等について	4	第1	1	(10)		本事業において適用される仕様書、技術基準、指針等をご教示下さい。入札説明書等で公表されるものと推察しますが、設計的に重要であると思われるので早期の公表をご検討願います。	入札説明書等でお示します。
147	遵守すべき関係法令等	4	第1	1	(10)		現状で想定されている関係法令を具体的にご教示ください。	(質問No.146参照)
148	遵守すべき関係法令等	4	第1	1	(10)		設計基準等で両局に違いがある場合は事前に調整して頂けると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
149	耐用年数について	4	第1	1			建築構造物、土木構造物、機械・電気設備等の要求される耐用年数をお示し下さい。入札説明書等で公表されるものと推察しますが、設計的に重要であると思われるので早期の公表をご検討願います。	法定耐用年数を考えております。
150	特定事業の選定の方法	5	第1	2	(2)		将来の費用と見込まれる財政負担額を算出の上、これを現在価値に換算して評価を行う(別紙22参照)としていますが、この費用の中には、維持管理費、修繕費(新設浄水場)、膜交換費などが含まれているのでしょうか。	含まれます。
151	選定結果の公表	5	第1	2	(3)		特定事業として選定された場合は予定価格は公表するのでしょうか。	入札説明書等でお示します。
152	特定事業の選定	5	第1	2	(3)		選定結果の公表の際に、①「PSC」、「DBOのLCC」の額を公表されるのでしょうか。②また、公表される場合は、それぞれの建設費内訳・維持管理費内訳等は公表されるのでしょうか。	事業費は公表いたしません。
153	落札業者の決定	5	第2	1	(2)		当事業の落札業者決定にあたっては、議会承認が必要となるのでしょうか。	議会の承認は必要ありません。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
154	事業者の選定方法	5	第2	1	(2)	イ	入札公告時に、入札予定価格は公表されるのでしょうか	(質問No.151参照)
155	事業者の選定方法	5	第2	1	(2)	イ	サービス対価の額の審査は、現在価値換算額での評価をお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	提案内容の審査	5	第2	1	(2)	イ	貴局の意向が参考企業の提案に反映されるよう、また透明性の高い評価が可能となるよう、どのような視点を重視して提案内容を審査するのか、評価項目と点数配分をできるだけ具体的にご提示いただけないでしょうか。	入札説明書等でお示します。
157	落札者の決定	6	第2	1	(3)		委員会が選定する最優秀提案者が落札者とならない場合はございますか。	特別の理由がないかぎりありません。
158	構成員以外の企業の位置づけ	6	第2	2	(1)		構成員以外の企業が、建設工事の下請けや維持管理業務の一部をSPCから受託することは可能と理解してよいでしょうか。	建設JVからの下請け、SPCからの維持管理業務の一部の下請けは可能と考えております。
159	応募者の構成等	6	第2	2	(1)	ア～ケ	本事業にグループで応募する場合、構成員(出資を伴う企業)と協力会社(出資を伴わないで参加する企業)による応募グループとして参加することは可能でしょうか。応募グループ参加企業の全てが構成員でなければならないのでしょうか。ご教示ください。	応募グループ参加企業の全てが構成員となる必要があります。
160	構成員	6	第2	2	(1)	ウ	ここに記載されている以外の役割の者は構成員にできないのですか	(質問No.161参照)
161	入札参加資格に関する事項	6	第2	2	(1)	ウ	応募グループの構成員で、出資するのみの構成員は可能でしょうか。	出資するのみの構成員については可能とします。詳細については入札説明書等でお示します。
162	応募者構成等	6	第2	2	(1)	ウ	①構成される企業すべてが下段の「ケ項」で規定されている「出資すべき構成員」ではなく、一部は協力企業として出資しなくても可能という考え方で宜しいのでしょうか。②また、必ず出資すべき構成員として指定されたい業務があるのでしたらご明示戴きたくお願い致します。	応募グループの参加企業は全てが構成員でSPCに出資する必要があります。
163	応募者の構成等	6	第2	2	(1)	エ	貴局と直接の契約関係に無い企業(構成員の業務の一部を請負う企業)については、企業名等を提示するか否かは、事業者側の判断に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の構成員の業務の一部を請負う企業が下請企業を意味しているのであれば、契約書等の手続きに従って下さい。
164	代表企業の変更	6	第2	2	(1)	オ	「代表企業の変更は原則として認めない」とありますが、変更が認められる場合はどのような場合を想定しているのでしょうか	現時点では想定していません。
165	応募者の構成等	6	第2	2	(1)	カ	「入札参加資格確認申請書の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。」とありますが、やむを得ない事情があると認めた場合とは、具体的にどのような場合でしょうか。	当該事案が発生した時点で判断します。
166	入札参加資格に関する事項	6	第2	2	(1)	カ	「ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更も認めるものとする」とありますが、指名停止などにより参加資格を失った構成員があった場合、当該構成員を変更することは可能でしょうか	(質問No.165参照)
167	応募者構成等	6	第2	2	(1)	キ	出資しない協力企業であっても、他の応募グループの構成員および協力企業となることができないという理解で宜しいでしょうか	(質問No.171参照)
168	建設JV	6	第2	2	(1)	ク	建設JVには、甲型・乙型の指定はありますか。あるいは応募者で決定してよろしいでしょうか。	応募者で決定して下さい。
169	設計企業の出資	6	第2	2	(1)	ケ	例えば出資者(構成員)である設計企業が施工監理業務を請け負う場合、業務において中立的立場を保つことが困難になり、施工監理自体の客観合理性を欠くこととなります。よって、設計企業は出資者(構成員)ではなく、協力会社の位置付けでよろしいのではないのでしょうか。	設計企業の資格要件は実施方針にお示したとおりです。
170	設計企業の出資	6	第2	2	(1)	ケ	構成員全てがSPCに出資するものとするの事ですが、構成員には設計を行う企業も含まれています。一般的に設計企業の出資は困難をきたす場合がございますことを理解して頂いたうえで、出資を前提とする場合の設計企業とは基本設計を行うことが出来る企業、例えば、本件施設で膜処理実験を行い実験報告を提出した企業は本件参加資格での設計企業(基本設計)とみなすとの解釈も必要かと考えます。如何でしょうか	(質問No.169参照)
171	SPCへの出資	6	第2	2	(1)	ケ	応募グループには出資を必要としない協力会社は存在しないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	出資	6	第2	2	(1)	ケ	SPCの資本金に関する制約条件はありますか。	入札説明書等でお示します。
173	応募者の構成等	6	第2	2	(1)	ケ	貴局と直接の契約関係に無い企業で建設JVあるいは構成員の一部を請負う企業については、SPCへの出資不要との理解でよろしいでしょうか。	構成員の業務の一部を請負う企業が下請企業であれば、SPCへの出資は不要です。
174	応募者の構成	6	第2	2	(1)及び(2)		出資を伴わない企業(協力企業)などの参画は可能でしょうか。	不可能です。
175	応募者構成等	7	第2	2	(2)	ア(カ)	審査員との属性に係る参加資格要件が規定されておりますが、応募グループが齟齬無くグループ編成をするために早期に審査委員の公表が望まれます。入札説明書公表前に審査委員の公表を願えないでしょうか	入札説明書等でお示します。
176	入札参加資格要件	7	第2	2	(2)	ア(カ)	本事業の審査委員の公表ありますでしょうか。応募グループの組成のため、早期の審査員公表を希望します。	(質問No.175参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容		回 答
177	複数の構成員で業務を実施する場合	6	第2	2	(2)	イ	(7)	(7)設計業務及び(ウ)維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、(イ)建設JVにおける特定建設業の許可や総合評定通知書の総合評定値による規定のように、業務を実施する複数の企業のうちの少なくとも1社が必要な基準を満足していれば良いと理解してよいでしょうか。	設計業務及び維持管理業務を行う企業は、それぞれ単独の企業(構成員)とします。
178	応募者の入札参加資格要件	7	第2	2	(2)	イ	(7)	設計企業は、大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札資格者名簿(測量等委託業務)への登録が必要とされていますが、今後、入札参加資格確認申請の前までの間に、臨時の登録期間を設けていただけると考えてよろしいでしょうか。	随時及び臨時の登録は行っておりませんが、本事業に限っては入札参加資格確認時に大牟田市若しくは荒尾市の一般競争入札資格者の要件を満たす事業者については参加を認めます。
179	参加資格要件について	7	第2	2	(2)	イ	(7)	「技術士(略)が1名以上在籍していること」とありますが、それを証明するための書類等としてどのようなものを想定されているのか、具体的にご教示下さい。	技術士登録証、技術士登録等証明書を想定しています。
180	応募者の入札参加資格要件	7	第2	2	(2)	イ	(7)	設計企業の資格要件を1社単体では充足できない場合、「複数の設計企業」若しくは「設計JV」で設計企業の要件を充足することでの参加は可能でしょうか。	不可能です。
181	設計業務における要件	7	第2	2	(2)	イ	(7)他	設計企業及び維持管理要件として「…日量5千トン以上(交渉能力)の浄水能力を有する浄水場(水道)の…」との記述がありますが、当該箇所の「(水道)」の意味は、上水道及び工業用水道ということでしょうか。	上水道(用水供給事業及び専用水道を含む)です。工業用水道は含まれません。
182	資格要件	7	第2	2	(2)	イ	(7)他	大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札参加資格とありますが、登録は随時行っているのでしょうか?	(質問No.178参照)
183	応募者入札参加資格要件について	7	第2	2	(2)	イ		(ア)設計企業に対して5千トン以上の設計実績、(イ)プラント設備企業に対して1千トン以上の膜ろ過装置設置実績、(ウ)維持管理企業に対して1万トン以上の運転管理実績が求められています。これらは、入札参加企業が一定の株式を保有する子会社の実績でもよろしいでしょうか。	子会社の実績は認められません。
184	膜ろ過装置技術認定について	7	第2	2	(2)	イ	(イ)	膜ろ過装置製造企業は、水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること、とあります。この装置認定は当然、本プロジェクトで使用する特定の膜での認定だと理解しております。しかし、装置認定取得済みの膜ではなく、現在、装置認定取得申請中である技術的に優れた膜を使用させて頂くことは、可能でしょうか。認定取得は入札締め切り(12月)までには間に合いません。	不可能です。装置認定取得済みの膜でご提案ください。
185	膜ろ過装置製造企業	7	第2	2	(2)	イ	(イ)	本事業で使用する膜ろ過装置は、膜ろ過装置の技術認定を有する企業で、かつ、その技術認定を受けた装置を納入することによろしいでしょうか。(技術認定を有する企業でも、技術認定を受けていない製品を納入することはできない)	ご理解のとおりです。
186	応募者の入札参加資格要件	7	第2	2	(2)	イ	(イ)	建設JVでの参加の場合、土木、建築、機械器具設置、水道施設、電気工事と複数の業種となりますが、監理技術者は、全ての業種に関する施工実績等の資格要件が求められるのでしょうか。全業種についてそれぞれの資格要件が必要となる場合は、JV内における該当業種の担当企業からそれぞれ資格要件を有する監理技術者を選任することによろしいでしょうか。	該当業種の担当企業からそれぞれ資格要件を有する監理技術者を選任してください。
187	各業務の実施企業の資格要件	7	第2	2	(2)	イ	(イ)	建設JVの資格要件について記載されていますが、資格要件は各業務を担う者が各々必要ですか。例えば、プラント設備企業(電気)の資格要件は、『一般競争入札資格者名簿(建設工事)に登録かつ、電気工事の特定建設業許可を受けていることかつ、経営事項審査の総合評価値が電気工事にて1,000点以上であること』で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	入札参加資格	7	第2	2	(2)	イ	(イ)	膜ろ過装置の設置実績とは、元請の設置実績という解釈でよろしいでしょうか。	構成員としての実績とご理解下さい。
189	建設JVの資格要件	8	第2	2	(2)	イ	(イ)	国土交通省の国総建第125号(平成18年7月7日)「建設業許可事務ガイドライン」によると、許可業種区分の考え方について、上下水道に関する施設は「水道施設工事」に該当すると明記されています。よって、資格要件の機械器具設置工事(1000点以上であること)は不要でよろしいのではないのでしょうか。	実施方針のとおりとします。
190	建設JV	8	第2	2	(2)	イ	(イ)	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の総合評定値(P点)について、各業務を担うものが担当工事の要件を満たす必要があるか。それとも、構成員のいずれか1社以上が要件を満たしていれば良いか。	各業務を担うものが担当工事の要件を満たす必要があります。
191	受託水道業務技術管理者	8	第2	2	(2)	イ	(ウ)	受託水道業務技術管理者はSPCに在籍し、共同浄水場に常駐とあります。この技術管理者は、構成員からSPCへの出向者でもよろしいでしょうか。	(質問No.14参照)
192	維持管理企業の資格要件	8	第2	2	(2)	イ	(ウ)	文中の「浄水場(水道)」とは、水道事業(水道法第2章)もしくは水道用水供給事業(水道法第3章)における水道事業認可(水道法第6条)もしくは水道用水供給事業認可(水道法第26条)を受けた浄水施設という理解でよろしいですか。	水道法による確認を受けた専用水道も含むものとします。
193	維持管理企業への要件について	8	第2	2	(2)	イ	(ウ)	維持管理企業への要件として、国内において、日量1万トン以上の浄水能力を有する浄水場の運転管理実績が求められています。運転管理実績の期間の指定はない、と考えてよろしいでしょうか。(例:1年以上の実績が必要であることなど。)	入札説明書等でお示します。
194	維持管理企業への要件について	8	第2	2	(2)	イ	(ウ)	維持管理企業への要件として、浄水場(水道)の運転管理実績とあります。この実績とは自治体からの委託契約の下で運転管理をしているものが対象となるとの理解で正しいでしょうか。民間が運転する浄水施設(専用水道等)は対象となりますでしょうか。	(質問No.192参照)
195	維持管理企業の資格要件について	8	第2	2	(2)	イ	(ウ)	維持管理企業の参加要件として、国内の日量1万トン以上の浄水能力を有する浄水場(水道)の運転管理実績を要するとありますが、同様の規模以上の浄水場内の排水処理施設等の運転管理実績でも要件を満たしているかと判断されますでしょうか。	排水処理施設等のみでは要件に該当しません。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
196	入札参加資格に関する事項	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	維持管理企業は水道技術管理者の資格を有する者が一名以上在籍すること。また受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍すること、とありますが水道技術管理者の資格者をSPCに出向させ共同浄水場に常駐させるということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり結構です。
197	入札参加資格に関する事項	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	受託水道業務技術管理者がSPCに常駐する期間は、調査設計・建設期間は不要で維持管理期間のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	維持管理業務における要件	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	弊社が実施・受託している水道事業は、本件のように、個々の浄水場毎に特定目的会社等を設立して、当該特定目的会社に弊社水道技術者等を出向させて業務をする形態を取っておりますので、これら特定目的会社等における浄水場の運転実績も、弊社の運転実績とみなすことができるという理解で宜しいでしょうか。	構成員となる企業が直接実施されたものを実績と考えております。
199	維持管理企業の入札参加資格について	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	設計企業及び建設JVについては「大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札資格者名簿に登録されていること」となっているが、維持管理企業は両市の平成20年度一般競争入札資格者名簿に登録されている必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	維持管理企業	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	①「～受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍～」とありますが、在籍の仕方には維持管理企業からSPCに出向あるいは転籍するなどが考えられます。在籍の仕方に条件があればご教示ください。 ②「～共同浄水場に常駐すること。」とありますが、常駐の定義についてご教示ください。 ③受託水道業務技術管理者を維持管理企業以外の構成員から選任することは認められないのでしょうか。	①は条件はありません。②は常勤することを考えております。詳細は入札説明書等でお示しします。③は認められません。
201	応募者の入札参加資格要件	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	維持管理を複数のグループで行う場合は、そのうちの1社が記述されている資格を有していれば良いという解釈で宜しいですか。	(質問No.177参照)
202	入札参加資格要件	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	「受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し」とありますが、受託水道業務技術管理者以外の従事者はSPCに在籍する必要はなく、維持管理企業に在籍で宜しいでしょうか。	(質問No.14参照)
203	入札参加資格	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	浄水場の運転管理実績とは、「排水処理のみの運転管理実績を含まない」という理解でよろしいでしょうか。	(質問No.195参照)
204	受託水道業務技術管理者	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	「受託水道業務技術管理者としてSPCに在籍し」とありますが「在籍」の定義を教えてくださいませんか。	(質問No.196及び200参照)
205	有資格者	8	第2	2	(2)	イ (ウ)	共同浄水場に常駐する者の有資格者は、「受託水道業務技術管理者」のみと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。他の維持管理に必要な有資格者については事業者の判断に委ねます。
206	入札参加資格要件の確認について	8	第2	2	(3)	イ	やむを得ない事情がある場合に限り、入札参加資格を欠いた構成員を他の企業と変更することが可能である、と理解いたします。やむを得ない事情とは、例えば、全応募グループの参加が不可能となり、参加可能グループが無くなってしまう場合等でしょうか。入札の公正性を保つためにも、あらかじめ幾つかの具体例を示して頂ければと思います。	(質問No.165参照)
207	入札参加資格基準日	8	第2	2	(3)	イ	入札書類の提出までに、構成員が入札参加資格を欠いた場合でも、「やむを得ない事情があると認めた場合に限り」構成員の変更は可能とあります。このやむを得ない事情とは、どのような場合でしょうか、ご教示ください。	(質問No.165参照)
208	入札参加確認基準日	8	第2	2	(3)	イ	「入札参加資格確定基準日の翌日から入札書類の提出までの間、応募者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。」との記述のうち、入札参加資格確定基準日とは、入札参加資格確認基準日の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
209	入札参加資格要件	8	第2	2	(3)	イ	「入札参加資格確定基準日～応募者の構成員が第2 2.(2)の入札参加資格を欠くに至った場合～」とありますが、指名停止措置を受けた場合は「入札参加資格を欠くに至った場合」に該当しますか。	該当します。
210	入札参加資格	8	第2	2	(3)	イ	「入札参加資格を欠くに至った場合」の条件として、人身事故などによる指名停止も含まれるのか。	(質問No.209参照)
211	入札参加資格	8	第2	2	(3)	ウ	入札参加表明書提出後において応募者から入札の辞退は可能であるか。	入札辞退は可能です。
212	入札保証金	8	第2	3			維持管理運営での保証金の設定額については社会通念上保証金を引き受ける制度団体が確立していない現状を踏まえ維持管理保証金総額を1事業年度の修繕費を除く維持管理費として、その10/100とすることで初期の目的を達成するものと考えますが如何でしょうかお示しください。	入札説明書等でお示しします。
213	入札保証金	8	第2	3			入札保証金について、現状免除であるが、今後の公表で必要変更することは無いか。保証金有により入札辞退になる場合もありえるため。	入札保証金は免除とします。
214	要求水準書の公表及び入札書類の受付時期	9	第2	4	(1)		要求水準書の公表時期は入札公告時(平成20年10月上旬)と推測されます。もしそうであれば検討期間が短く非常にタイトなスケジュールとなります。要求水準書はそれ以前の出来るだけ早い時期に公表するか、もしくは全体スケジュール調整のうえ入札書類の受け付け時期を出来るだけ先送りするなど、検討期間を出来るだけ長く確保していただくようお願いいたします。要求水準書の公表及び入札書類の受付スケジュールをご教示願います。	実施方針に示すとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
215	事業者選定のスケジュール等	9	第2	4	(1)		平成20年10月中旬に行われる現地見学会は、今回と同レベルの見学会なのか、または現地にて詳細な説明が行われるのかご教授願います。	前回の見学会より拡大(人数を制限しない。主要な無人施設の内部を公開)することを予定しています。詳細な説明は行いません。
216	選定スケジュール	9	第2	4	(1)		業務要求水準書は、入札説明書等に含まれますか。提案までの時間が非常に限られておりますので、できる限り前倒しで開示できないでしょうか。	入札説明書等に含まれます。
217	事業者選定のスケジュール	9	第2	4	(1)		入札公告・入札説明書等の公表後は、質問回答の機会が1回となっておりますが、貴局との十分な対話が図れるよう、質問回答の機会を増やしていただけないでしょうか。	入札説明書等でお示します。
218	現地見学会	10	第2	4	(2)	イ	現地見学会を2回(実施方針時、公告示)予定されていますが、随時の個別申し込みによる現地見学会は可能でしょうか。	予定しておりません。
219	基本協定の締結	11	第3	1	(1)		「落札者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、両局は落札者と基本協定を締結しない場合がある。」との記述がありますが、この場合、事業者へのペナルティー(違約金)は課されるのでしょうか。	違約金は課しません。
220	SPCのサイズについて	12	第3	1	(2)		SPCの資本金額について言及されておりませんが、最低資本金額の規定等はあるでしょうか。(例 5千万円以上とするなど)	入札説明書等でお示します。
221	SPCの設立	12	第3	1	(2)		SPCの資本金額に何か制限はありますか。	(質問No.220参照)
222	SPCの設立	12	第3	1	(2)		本事業は特定事業として現時点では選定されていないと認識しています。本事業が特定事業に選定されない場合でも、SPCの設立が必要なのでしょうか。必要な場合はその理由をご教示ください。	特定事業が選定されない場合には、必要ありません。
223	SPCの設立	12	第3	1	(2)		SPCの所在地を共同浄水場内とすることは可能でしょうか。	できません。
224	特別目的会社の設立	12	第3	1	(2)		①SPCの設立・維持には相応のコストが発生するため、VFMの最大化を図るためにも、SPCを設立せずに貴局と維持管理企業とで維持管理業務委託契約を締結する形態も検討いただけないでしょうか。 ②事業契約の締結前までにSPCを設立することとありますが、維持管理業務が始まるのは平成24年4月の予定であるため、SPCの設立および維持管理業務委託契約の時期を平成23年度中等に設定いただけないでしょうか。 ③SPCの登記上の本店所在地を共同浄水場内に建設する民間事業者用の管理棟にすることは可能でしょうか。	①②は実施方針のとおりです。③は質問No.223参照。
225	特別目的会社の設立	12	第3	1	(2)		落札者以外の出資は認めないということは、SPCに出資だけする場合も構成員として入札に参加する必要があるとの了解で宜しいでしょうか。	(質問No.161参照)
226	特別目的会社の設立	12	第3	1	(2)		代表企業以外の構成員については、最低出資比率の定めは無いものと了解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	特別目的会社の設立	12	第3	1	(2)		SPCの資本金額は落札者が自由に設定できると了解して宜しいでしょうか。	(質問No.220参照)
228	特別目的会社の設立	12	第3	1	(2)		SPCは建設期間中は実質休眠会社となります。設立時は最低限の資本金とし、完工後(維持管理業務開始前)に必要な額を増資する(増資していく)方法を取ることは問題ないと了解して宜しいでしょうか。	入札説明書等でお示します。
229	基本契約	12	第3	1	(3)		基本契約とはどういった項目を規定するのでしょうか。また、契約者となる事業者とは応募グループの構成員全員でしょうか。	前段は本事業に関する当事者間の基本的な事項の合意を行います。後段はご理解のとおりです。
230	建設工事請負契約	12	第3	1	(3)		建設JVの中に設計業務を行うものが含まれている場合にも建設JVと設計業務を行う者間で設計業務委託契約は必要なのでしょうか。	建設JVに設計企業は含みません。
231	事業契約の締結	12	第3	1	(3)		「建設JVは、事業者の構成員である本施設の設計業務を行うもの(設計企業)と設計業務委託契約を締結する。」との記述がありますが、建設企業と設計企業が同一の場合、当然、当契約は不要と考えてよろしいでしょうか。	工事企業と設計企業は別企業として下さい。
232	事業契約の締結	12	第3	1	(3)		「落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、両局は事業者と事業契約を締結しない場合がある。」との記述がありますが、この場合、事業者へのペナルティー(違約金)は課されるのでしょうか。	(質問No.219参照)
233	事業契約の締結	12	第3	1	(3)		建設JVは設計企業と設計業務委託契約を締結するとありますが、設計の瑕疵等の責任は建設JVが負うのでしょうか。	工事企業と設計企業との間には、両者の契約に基づくものと考えております。
234	事業契約の締結	12	第3	1	(3)		建設企業が設計企業を兼ねる場合、設計業務委託契約は必要なのでしょうか。	(質問No.231参照)
235	事業契約の締結	12	第3	1	(3)		「建設JVは、事業者の構成員である設計企業と設計業務委託を締結する」とありますが、設計業務については契約形態を「建設JVからの業務委託」に指定された理由をご教示ください。	本事業は民間活力の活用を考慮しているため民間が責任を持って設計建設工事を行うことを考慮したことによります。
236	事業契約の締結	12	第3	1	(3)		落札者の事由により、「基本協定の締結」及び「事業契約の締結」に至らなかった場合、落札者へ違約金は課されるのでしょうか。	(質問No.219参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
237	設計業務委託契約	12	第3	1	(3)		建設JVと設計企業が締結する設計業務委託契約の内容は事業者が任意に定めて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	リスク分担の基本的考え方	12	第3	2	(1)		「両局が行う業務に係るリスクは両局が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。」との記述があります。一方、「別紙2 リスク分担表」のうち不可抗力(No.30)の欄で、「台風、風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの」は、事業者のみがリスク負担者になっています。非常に大規模な台風や風水害の場合は、事業者の責に帰すことのできないリスクと考えてよいのでしょうか。	浄水場施設は台風・風水害が発生した場合でも機能を止めることなく、稼動することが求められる施設ですが、予見し得ず、若しくは予見できていても社会通念上一般的に損害発生防止手段を講じることが不可能と判断した場合は考慮いたします。
239	本事業で予想されるリスク	12	第3	2	(2)		事業リスクの検証をより詳細に行うため、入札公告前に事業契約書(素案)の公表をしていただけませんかでしょうか。	予定しておりません。
240	工事監理者	13	第3	4	(1)		工事監理者について本事業の工事監理を行うにあたり建築基準法に規定される要件以外に資格要件はございますか。または、設計企業より工事監理者を定めると考えてもよろしいでしょうか。	前段は建築基準法に規定される要件以外に資格要件はございません。後段は設計企業による工事監理について定めておりません。
241	事業者の財務状況確認	13	第3	4	(1)	イ	維持管理段階のモニタリングとして「事業者の財務状況について確認する」とありますが、「事業者=SPC」との理解でよいでしょうか。また、財務状況の確認として予定している内容・確認頻度などについて、ご開示ください。	前段はSPC及び全株主とします。後段は入札説明書等でお示しします。
242	サービスに対する対価の支払い	14	第3	5			サービスに対する対価の支払いに際して、事業者の請求先は大牟田市企業局と荒尾市水道局各々になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	建設用地	14	第4	1	(1)		別紙6と別紙7及び現地見学会補足資料では建設用地の形状に相違がありますが、別紙7平面図(メッシュ図)を正と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	別紙7P13の測量図は建設用地外まで範囲を拡大して行ったものです。建設用地については、入札説明書等でお示しします。
244	建設用地	14	第4	1	(1)		建設用地の接道状況(公道・私道の別、幅員等)をご教示願います。	建設用地の接道は公道です。東側道路幅員は約25mです。
245	建設用地	14	第4	1	(1)		建設用地の引渡し条件(現状渡し、整地渡し)をご提示ください。	現状渡しとします。
246	共同浄水場建設用地	14	第4	1	(1) (2)		共同浄水場建設用地は、別紙7、8や現場見学会補足資料(写真)番号1で示されていますが、南側の敷地境界がそれぞれの図面で異なっています。正確な敷地境界が示された図面を御提示願いますか。	(質問No.243参照)
247	敷地用地/敷地面積	14	第4	1	(1) (2)		建設用地に関する資料(敷地図・敷地境界の位置図などの測量図)を御提示願います。	敷地は概ね別紙7P12に示すとおりです。測量図は別紙7P13~20に示しています。
248	建設用地の制限等	14	第4	1	(3)		用途地域が「第1種低層住居専用地域」となっていますが、実施方針に記載されている制限を遵守すれば問題ないのでしょうか。それとも、他にも規制等があるのでしょうか。有る場合には具体的にお教えいただけませんかでしょうか。	他の制限については把握しておりません。
249	建ぺい率、容積率	14	第4	1	(3)	ア (イ) (オ)	建ぺい率、容積率は、敷地面積に対してのものですか	ご理解のとおりです。
250	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14	第4	1	(3)	イ (イ)	建築物制限高さレベルは数値での基準はありますか。また、土木構造物に関する高さ制限はどの程度ですか。	建築物の高さ制限は実施方針に示すとおりですが、土木構造物についての詳細は大牟田市建築指導課にご確認下さい。
251	建設用地の制限等	14	第4	1	(3)	イ (イ)	建物高さを12mとする場合の認定基準をご教示願います。	詳細は大牟田市建築指導課にご確認下さい。
252	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14	第4	1	(4)		地下坑道の有無の調査は完了していますか。	調査は行っておりませんが、影響はないものと考えております。
253	排水	14	第4	1	(5)		排水の項目で 雨水排水に関する記載はありますが、本建設用地に接続する下水道の排水管設置を両局は考慮されておりますでしょうか。ご教示願います。	排水管設置は考えておりません。
254	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14	第4	1	(5)		既存の排水溝の排水能力はどの程度ですか。また、場内に雨水貯留池の設置が必要ですか。	別紙32にお示しするとおり、現況敷地の当初の利用状態における排水量を越えないよう調整池も含めて、ご検討下さい。
255	排水	14	第4	1	(5)		排水先の縦断図、流量計算書をご提示下さい。	お問い合わせの資料はありません。
256	施設の規模等	15	第4	2			施設の規模等を示した表のうち、管理棟の欄で、会議室(見学者対応が可能なもの)との記載がありますが、どの程度の人数を想定しておけばよいでしょうか。	(質問No.65参照)
257	施設等の規模 浄水施設	15	第4	2			浄水施設に着水井の記載がありませんが、設置の必要性については事業者判断で宜しいでしょうか。	原水水質の判断や油事故等の対策のため、着水井は当然設置すべきものと考えております。
258	施設等の規模 会議室	15	第4	2			管理棟内に見学者対応可能な会議室の設置が記載されておりますが、会議室スペースの検討のため見学者の人数(最大)をご教示願います。	(質問No.65参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
259	送水量	15	第4	2			延命配水池(8,300m ³ /日)、勝立配水池(9,700m ³ /日)の記載がありますが、送水ポンプの選定のため時間最大必要送水量が決まっておればご教示願います。また、荒尾市中央水源地(7,200m ³ /日)についてもご教示願います。	送水ポンプのため計画最大給水量でご検討下さい。詳細は、入札説明書等でお示しします。
260	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15	第4	2			設計水位別紙12において導水残圧は十分保持されているが、分岐点が新浄水場付近に変更になる可能性はないのですか。	分岐点の大幅な変更はありません。
261	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15	第4	2			ポンプ設備の必要揚程は仕様書で提示してもらえるのですか。	別紙で揚程算出に必要な条件はお示しておりますので、場内の施設計画と合わせて検討して下さい。
262	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15	第4	2			薬品注入設備で次亜塩素素注入設備とあるが、次亜塩素素に限定ですか。	次亜塩素素でご提案ください。
263	管理棟での見学者対応	15	第4	2			管理棟会議室での見学者対応が可能なもの、とは何名程度の見学者を想定されているのでしょうか。	(質問No.65参照)
264	施設の規模等	15	第4	2			浄水地に係わる容量・仕様等を明示願います。	浄水池の容量は計画最大浄水量の1.5h分以上必要と考えておりますが、メンテナンスの関係からも複数の池が必要だと考えます。
265	施設の規模等	15	第4	2			排水処理設備に天日乾燥床とのご指定がありますが、既認可の浄水方法で考慮されている機械脱水を変更された理由をご教示願います。	経済性と用地確保が可能である点を考慮して変更しています。
266	施設の規模等	15	第4	2			送水施設における、各送水ポンプの配管損失も考慮された必要吐出圧力をご明示いただくようお願いします。	(質問No.261参照)
267	施設の規模等	15	第4	2			実施方針説明会において、要求水準書を入札公告・入札説明書等の公表時期に示すとの回答されていましたが、要求水準書については早期の公表をお願いいたします。公表を2回に分けるなどして、今回の設計に必要なとされる基本的な設計基準・該当する仕様書の明示・浄水水質要求水準(公表以外の詳細)などを早期公表していただくようお願いいたします。	(質問No.214参照)
268	浄水量について	15	第4	2			26,040m ³ /日は最大導水量であり、この水量を下回る可能性はありますでしょうか。また、時間変動を考慮する必要がありますか。	日変動、時間変動を考慮する必要があります。
269	浄水量について	15	第4	2			浄水施設の業務要求水準は導水量26,040m ³ /日に対して25,200m ³ /日の浄水を供給する浄水施設という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	浄水量について	15	第4	2			計画給水量25,200m ³ /日以上浄水を生産した場合、超過した分は事業者が場内雑用水等で無償使用が可能と考えて宜しいでしょうか。	浄水場における流入水量は26,040m ³ /日が上限になりますが、その範囲内で共同浄水場の運転・維持管理に必要なものについては無償で使用できます。
271	用語の定義について	15	第4	2			処理方式について、基本的にクロウズシステムとするとありますが、定義をご教示下さい。	浄水施設の洗浄排水等は場外に流さないことを考えております。
272	排水方法について	15	第4	2			上記質問に関わり、オンサイト洗浄を提案する場合にはその洗浄廃液性状からすると、適切に処理を行ったとしても浄水系へ返送することは好ましくないと考えます。河川等の公共水域或いは下水道へ放流する提案は可能でしょうか。	提案は可能です。但し排水基準については水質汚濁防止法による排水基準に加え、上乘せ排水基準が設定されています。詳細は入札説明書等でお示しします。
273	施設の内容について	15	第4	2			排水処理施設など施設の概要が記載されていますが、記載項目が要求水準ではなく、あくまで参考の内容であり事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	汚泥脱水は天日乾燥に限られますが、その他はご理解のとおりです。
274	施設の規模等項目「電気計装設備」	15	第4	2			「上の原浄水場の水質計器(濁度、pH等)及び遠方監視設備、荒尾市中央水源地の水質計器(残留塩素)及び遠方監視設備」とありますが、現在上の原浄水場及び荒尾市中央水源地に設置されている水質計器及び遠方監視設備を遠方監視できるようにすればよろしいのでしょうか。それとも、新たに水質計器や監視設備を増設し、遠方監視しなければならないのでしょうか。御教示ください。	(質問No.43参照)
275	施設の規模等項目「電気計装設備」	15	第4	2			「大牟田及び荒尾市送水量制御に必要な場外設備、場外の大牟田市水道施設の遠方監視制御に必要な設備」とありますが、具体的にはどのような設備をお考えでしょうか。御教示ください。	(別紙27参照)
276	施設の規模等	15	第4	2			浄水装置のメンテナンス等の際、一次的に発生する大量のドレン水等の排水先はありますか(例:排水池清掃等で生じる排水等)	排水量の調整は必要になるものと考えておりますが、排水先については関係部署と協議中です。
277	施設の規模等	15	第4	2			表中の排水処理施設の内容では汚泥の脱水は天日乾燥とありますが。また別紙10既認可浄水方式では機械脱水となっております。方式の選択は民間事業者の判断でよろしいのでしょうか。	本事業では天日乾燥とします。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
278	施設の規模等	15	第4	2			実施方針15頁に記載のある施設について、応募グループが有している共同浄水場外の同種施設(場外)を活用する提案は可能でしょうか。 施設整備の効率化によるコスト削減が可能になりますので、是非ご検討願います。	共同浄水場内に必要な施設を全て新設することとしてご検討下さい。
279	汚泥の乾燥方法	15	第4	2			汚泥の乾燥方法は、天日乾燥床によるものに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	施設の規模	15	第4	2			管理棟の規模について、延べ床面積、各室面積等の要件について御明示ください。あるいは、すべて事業者による採配で提案可能という意味でしょうか？	提案をお願いします。
281	施設の規模	15	第4	2			「造成、浄水池・排水池他各種土木工作物」及び「諸施設建屋」の敷地内配置・容量・形状寸法・規模等の基本設計は、要求水準書にて提示されるのでしょうか。あるいは、事業者による提案となるのでしょうか？	提案をお願いします。
282	導水流量の制御	15	第4	2			別紙9に示された上の原浄水場から金山分水場へ経過後、共同浄水場、宮原浄水場への導水流量制御はどのように考えられていますか。	共同浄水場の地盤が宮原浄水場より低いため、共同浄水場入口で流量制御することを考えております。本事業に含みます。
283	清里水源の状況	15	第4	2			別紙9のフロー図の中で示された清里総合ポンプ場において、()書きで“他6井は放水”となっていますが、この放水とはどのようなことでしょうか。	間欠的に使用している状態を示します。
284	各配水池等への流入状態	15	第4	2			延命配水池、勝立配水池、中央水源地着水井への送水管(流入管)について、池内の流入配管状態(池内配管形状、流入管レベル等)を御提示願いますか。	入札説明書等でお示しします。
285	各施設からのドレーン排水の放流先、工	15	第4	2			浄水池等からのドレーン排水の放流先の条件(位置、レベル等)を御提示願いますか。また、工事範囲は用地境界付近を分界点と考えてよろしいですか。	(質問No.387及び276参照)
286	施設の規模等	15	第4	2			公称計画最大浄水量は26,100m ³ /日とする。ですが最大導水量は26,040m ³ /日とあり、計算書等で使用する数値について明示願います。	26,100m ³ /日として下さい。
287	施設の規模等	15	第4	2			排水処理施設の内容については、参考ということで選択は事業者の判断という解釈で宜しいですか。	(質問No.273参照)
288	施設の規模等管理等の会議室について	15	第4	2	管理	会議室	見学者対応可能なものと記載されていますが、どの程度の人員の大きさか、またその設備としてどのようなものが具体的な情報をご開示ください。	(質問No.65参照)設備については提案して下さい。
289	施設の規模等浄水施設活性炭処理設備(別紙33)について	15	第4	2	浄水	活性炭処理設備	別紙33に水質項目の既往実績を提示いただいておりますが、宮原浄水場で活性炭投入量実績、投入量、その頻度などの実績をご開示下さい。	入札説明書等でお示しします。
290	計画給水量	15	第4	2			取水量、浄水量、給水量について、平均水量と最小水量をご提示ください。	入札説明書等でお示しします。
291	設計水位	15	第4	2			「現況地盤高は概ね+9.00m」とありますが、計画GLは事業者提案と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	処理方式	15	第4	2			「基本的にクローズドシステム」とありますが、「基本的に」の定義を御教示下さい。	(質問No.271参照)
293	処理方式	15	第4	2			天日乾燥床からの浸透水は、水質汚濁防止法を遵守した範囲での放流であれば問題無いと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	送水施設	15	第4	2			荒尾系①又は②案及び各送水に関し、各配水池などへ送るために必要な送水圧力(配管ロスを考慮した)をご提示ください。	中央水源地から各配水池への送水は既存施設で行います。共同浄水場から中央水源地着水井までを、検討願います。荒尾系①又は②案については、質問No.433参照。
295	送水施設	15	第4	2			各配水池などへの送水量、各配水系の1日の変動をご教示ください。	入札説明書等でお示しします。
296	管理棟	15	第4	2			両局職員用の水質分析室及び事務室のスペースは必要でしょうか。また常駐することはありますでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
297	管理棟	15	第4	2			事業者側の水質分析室は必要でしょうか。	(質問No.45参照)
298	電気計装設備	15	第4	2			上の原浄水場、中央水源地に水質計器、遠方監視装置を設置する場合各電源が必要となると思われませんがその電源供給元(取出し方法)、場所、既設改造可否についてご教示下さい。また、既存信号(水位・残塩等)を取出し流用する改造は可能かご教示下さい。	入札説明書等でお示しします。
299	電気計装設備	15	第4	2			現在宮原浄水場に設置している勝立及び延命配水池TM設備は今回事業で更新すると理解してよろしいでしょうか。具体的な工事内容は要求書水準書にて提示頂けますでしょうか。TM設備更新時、既設監視装置へは信号を取込まず別途監視でもよろしいでしょうか。	更新でお考え下さい。他は入札説明書等でお示しします。
300	施設の規模等	15	第4	2			管理棟各室の規模や浄化槽の容量等は事業者の提案によるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、両市が必要なものは入札説明書等でお示しします。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
301	事業範囲	15	第4	2			実施方針15頁の表(施設の規模等)、電気計装設備欄の『場外の大牟田市水道施設の遠方監視制御に必要な設備』について具体的な工事業務の記述がありませんが、別紙3の2の2の(1)記載の『水源センターで行っている運転監視制御は共同浄水場で行う。そのために必要な設備の整備を行う。』のことと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
302	施設の規模等、環境への配慮	15、18	第4	2			排水処理施設において天日乾燥床が既定され、同時に周辺生活環境への配慮も要求されております。天日乾燥床は原水水質によっては臭気を発生することが懸念されます。今回提示されている原水水質においては臭気は発生しないとの見解でしょうか。	適切な維持管理が必要と考えております。
303	落札者を選定しない場合	17	第8	5			「いずれの応募者も両局の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により」とありますが、どの程度の縮減を見込まれているのでしょうか。 また、本事業における予定価格をお教えいただけませんか。	削減効果については特定事業の選定でお示しします。予定価格は入札説明書等でお示しします。
304	その他特定事業の実施に関し必要な事項	18	第8	8		工	周辺の生活環境に配慮することで、工事期間中に使用する道路などの地元承諾、道路整備工事などもの整備も含まれるのでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
305	環境への配慮	18	第8	8			環境配慮に対する評価方法について、入札公告時に具体的な基準をお示し願います。	入札説明書等でお示しします。
306	近隣住民への配慮	18	第8	8		工	振動、騒音、日照、及び臭気等について、近隣住民に対し特に注意する事項(協定等)はありますか。	入札説明書等でお示しします。
307	建設用地	18	第8	8		工	対象施設の周辺道路使用条件・規制、地元との調整事項はありますか。	入札説明書等でお示しします。
308	別紙27大牟田市上水道系統図	77				(3)	実施方針説明会において、「甘木配水池における水量コントロール業務を行う」との趣旨説明がりましたが、具体的にどのような業務内容をお考えなのですか。御教示ください。	甘木配水池では用水供給水を受水しており責任水量が設定されています。その責任水量を効率的に使用するために受水系と共同浄水場系の水量コントロールが必要になります。
309	別紙29原水引き渡し条件(案)	79					引渡し水質条件参考値として、各水質項目に対する数値が記載されていますが、引渡し水質条件(参考値)の欄に、数値が記載されていない水質項目については、両局として水質保証条件の範囲外となるのでしょうか。 また、原水水質の確認方法、頻度及び貴局若しくは事業者のどちらが確認するのか、原水が引渡し条件を超えていた場合の対応についてはどのように考えられているのでしょうか。御教示ください。	前段は入札説明書等でお示しします。後段は事業者が水質検査機器によって確認し、原水が引渡し条件を超えていた場合は事業者が対応し、費用は両市が負担するものとします。
310	事業費の公表						事業費の公表は行われますか。公表されるとすれば、いつですか。	入札説明書等でお示しします。
311							維持期間満了時点での設備状況の指定はないのですか。	入札説明書等でお示しします。
312	全般	全般					本件施設が完成した後、大牟田市および荒尾市の両市の職員等の方は常駐せず、そのための事務スペースは計画上必要ないのでしょうか。 ある場合はその規模も後明示下さい。	(質問No.296参照)
313	その他						今回の事業は大牟田市、荒尾市の共同事業ですが、事業者側からみて窓口はどちらか1つになるのでしょうか。また、別途窓口が出来るのでしょうか。	(質問No.1参照)
314	別紙1両局が想定する実施体制	別1	別紙1				SPCに受託水道業務技術管理者を在籍させ、維持管理に関する主な業務はSPCから維持管理企業に再委託することで構わないとの認識でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は再委託ではなく、SPCが業務を行うものとします。
315	事業実施体制	別1	別紙1				基本契約は両市と各構成企業とで締結すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	別紙2不可抗力のリスク負担	別2	別紙2				リスク分担表No.29、No.30、No.31は、いずれも双方の責めに帰すことのできない事象ですが、それぞれリスク負担者が異なっています。リスク負担の大きさについては何れも同程度と考えますが、No.29、No.30、No.31のリスク負担の割合が異なる理由をご教示ください。	(質問No.238及び338参照)
317	リスク分担表について	別2	別紙2				不可抗力リスクについて、台風・風水害による事業計画・内容リスクは事業者側のみで負担するリスクとしては、過大であると考えます。両局側も負うべきリスクであると考えます為、想定される規模等の条件をご提示願えますでしょうか。	(質問No.238参照)
318	別紙2リスク分担	別2	別紙2				「リスク分担表(共同浄水場)」との表記になっていますが、本リスク分担表は「共同浄水場」の建設・維持管理についてのリスク分担との理解でよろしいでしょうか。「共同浄水場外」の維持管理業務に関するリスク分担は、今後ご提示頂けるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は入札説明書等でお示しします。
319	土壌汚染	別2	別紙2				新浄水場建設予定地に土壌汚染のおそれはありますか。検査しておられたら結果をご教示してください。 また未検査である場合、土壌汚染に関するリスクは大牟田市・荒尾市が負って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	過去の土地利用状況から勘案して土壌汚染はないものと判断しています。土壌汚染が認められた場合のリスクは両市の分担と考えています。
320	別紙2リスク分担政治	別2	別紙2	No.4			「事業契約に関する議決」も本リスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業においては事業契約に関する議決の必要はありません。
321	別紙2リスク分担法制度	別2	別紙2	No.8			上記以外の法制度によっても事業者は事業計画を見直さなければならなくなるのはNo.7の場合と同じです。このNo.8の場合でも、両市と事業者の間で事業計画の見直し協議が可能であるようにして戴けないでしょうか。	実施方針に示すとおりです。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
322	別紙2リスク分担保許認可遅延	別2	別紙2	No.9			各許認可について、事業者が行わなければならないものについて御明示ください。	水道法に関する認可は両市で行います。その他の許認可につきましては、入札説明書等でお示しします。
323	別紙2リスク分担保税制度	別2	別紙2	No.11			ご記載の税変更によっても事業者は事業計画を見直さなければならなくなるのは同じです。このNo.11の場合でも、両市と事業者の間で事業計画の見直し協議が可能であるようにして戴けないでしょうか。	(質問No.324参照)
324	税制変更リスク	別2	別紙2	No.11			一般の企業は法人税が増税された場合は、企業努力で飲み込めない部分は製品価格に転嫁することが可能です。本事業のSPCにおいても、法人税の増税の際に同様の手法が取れるよう、合理的な理由がある場合はサービス購入費の改定ができるよう検討願います。	実施方針に示すとおりです。
325	リスク分担保表	別2	別紙2	No.16			「工事に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」とは工事中の騒音、粉塵に対するものも含まれるのか？	事業者の責に帰すべきものは含まれます。
326	別紙2リスク分担保住民対応	別2	別紙2	No.16			①「事業者が行う調査、工事及び維持管理」との理解で宜しいでしょうか？ ②事業者が善管注意義務を怠らず住民対応しているにも関わらず、不当な住民反対運動が起こるような場合は、不可抗力に準ずるとの理解で宜しいでしょうか？	①はご理解のとおりです。②は「不当な」状況を把握した上で判断することになります。
327	リスク分担保表	別2	別紙2	No.16			住民対応で維持管理に関する住民反対運動とは、どのような事をお考えか明示願います。	騒音、臭気等が考えられます。
328	環境問題	別2	別紙2	No.17 No.18			天日乾燥床を設置し、臭気が発生した場合は両市殿がリスク負担者になると理解してよろしいでしょうか。	事業者には適切な維持管理が求められますが、その上で問題が生じた場合は両市がリスク負担者と考えております。
329	リスク分担保表	別2	別紙2	No.18			環境問題は、どのような事をお考えか明示願います。	事業者でご判断ください。
330	不可抗力	別2	別紙2	No.29			「戦争、暴動、天災等、両局及び事業者の双方の責めに帰することのできない事由等による事業計画内容の変更、事業の延期、中止に関するもの」について事業欄が▲となっておりますが、どのような事態を想定しどの程度の負担を事業側が負うことになるのかご教示願います。	入札説明書等でお示しします。
331	不可抗力	別2	別紙2	No.29			民間事業者の欄の▲とは、民間事業者もリスクの一部を分担するという意味でしょうか	ご理解のとおりです。
332	別紙2リスク分担保不可抗力	別2	別紙2	No.29			事業者▲(従負担)について、負担割合等を具体的にご教示ください。	入札説明書等でお示しします。
333	リスク分担保表	別2	別紙2	No.29			想定外の台風、風水害は29のリスク分担保を基本と理解して宜しいでしょうか。	(質問No.238参照)
334	別紙2リスク分担保表(共同浄水場)	別2	別紙2	No.29			①共通の「不可抗力」NO. 29は、民間事業者がリスクの従負担となっておりますが、想定されている負担の内容をご教示ください。 ②共通の「不可抗力」NO. 30および31について、民間事業者がリスクの主負担となっておりますが、貴局を主負担とすべきではないでしょうか。民間事業者を主負担としている根拠と負担の内容についてもご教示ください。	①は入札説明書等でお示しします。②は質問No.238及び338参照。
335	不可抗力	別2	別紙2	No.30			「台風、風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期、中止に関するもの」が事業者のみの主負担となっておりますが、事業側に責が無い場合でもすべて事業者のリスクでしょうか。	(質問No.238参照)
336	不可抗力	別2	別紙2	No.30			台風、風水害(略)で民間事業者に●となっております。水道事業の場合そのような状況下でも一般家庭の蛇口から水道水が供給されていることは理解していますが、事業契約上からしますと自然の大災害を民間事業者に行わせることは一般社会通念上何らかの上限を規定した上で設定が必要かと考えますが如何でしょうかお示しください。	(質問No.238参照)
337	リスク分担保表	別2	別紙2	No.30			不可抗力欄の台風・風水害によるものが全て事業者のリスク負担となっているのはなぜでしょうか。通常予見できない、過去最大級を超えた台風による損害等も全て事業者負担ということでしょうか。	(質問No.238参照)
338	リスク分担保表	別2	別紙2	No.30			不可抗力欄の地震によるものが、事業者にも主負担となっておりますがどのように理解すればよいのでしょうか。要求水準で示される設計上の地震力を超えたものによる損害は自治体殿、超えないものは事業者という整理でしょうか。	入札説明書等に規定する範囲については事業者が負担するものとし、それを超える範囲については両市が負担するものと考えております。
339	不可抗力リスク-1	別2	別紙2	No.30			リスク分担保NO.30において、「台風、風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの」のリスクは、民間事業者が負担することとなっておりますが、不可抗力リスクであるため、両市が主負担、民間が従負担で適当と考えられますが、民間事業者だけがリスクを負担する根拠について、ご教示願います。	(質問No.238参照)
340	別紙2リスク分担保不可抗力	別2	別紙2	No.30			「台風、風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの」が事業者分担保になっていますが、自然現象によるリスクについては、上部No.29の天災等に当てはまり、事業者により管理できないリスクであります。このNo.30の項目はNo.29に含まれるものとし削除願えないでしょうか？	(質問No.238参照)
341	別紙2リスク分担保不可抗力	別2	別紙2	No.30			自然現象によるリスクについては、上部No.29の天災等に当てはまり、事業者により管理できないリスクであります。どうしても事業者の負担をお考えの場合、事業者負担となる台風・風水害の規模・水準を具体的にご提示頂いた上で、その規模を超える場合は、両市負担とし、本リスク負担については、両市●、事業者▲に変更願えないでしょうか。	(質問No.238参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
342	リスク分 担におけ る不可抗 力	別2	別紙2	No.30			台風、風水害により共同浄水場外の施設が損傷し、事業計画・内容の変更、事業の延期、中止になった場合のリスク負担者はどうなるのでしょうか。	入札説明書等でお示します。
343	不可抗 力リスク	別2	別紙2	No.30			リスク分担保No. 30にて、台風、風水害等のリスクは事業者が負担できるリスクではないと考えます。No.29と同様のリスク分担保にてお願いいたします	(質問No.238参照)
344	リスク分 担保表	別2	別紙2	No.30			事業者が負担するもの(風水害等)については、事業者の事業運営上の損害のみであって、両局或いは第三者に対する補償等は含まないと理解しますがよろしいですか。	入札説明書等でお示します。
345	リスク分 担保表	別2	別紙2	No.30			不可効力NO.30で台風・風水等によるリスクは、NO.29と同様事業者は従負担としていただけないでしょうか。	(質問No.238参照)
346	リスク分 担保表	別2	別紙2	No.31			No.31地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するものについて、3者主担当としていますが、分担保内容を明示願います。	(質問No.338参照)
347	不可抗 力	別2	別紙2	No.31			地震による事業計画(略)において民間事業者に●となつていますが、▲であって100分の1ルール範囲が民間事業者範囲と考えますが如何でしょうか。	(質問No.338参照)
348	不可抗 力(地 震)	別2	別紙2	No.31			事業計画が中止になるような地震の場合でも民間事業者にリスクがあるのでしょうか。またそのような地震規模はどの程度のものでしょうか。	(質問No.338参照)
349	不可効 力リスク -2	別2	別紙2	No.31			リスク分担保NO.31において、「地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの」のリスクは、民間事業者も主負担することとなっておりますが、不可抗力リスクであるため、両市が主負担、民間が従負担で適当と考えられますが、民間事業者も主負担する根拠について、ご教示願います。	(質問No.338参照)
350	別紙2リ スク分担 不可抗 力	別2	別紙2	No.31			地震によるリスクの項目で、No.29に天災等がありながらも当該項目で事業者の欄に●が付されている理由をご教授下さい。	(質問No.338参照)
351	別紙2リ スク分担 不可抗 力	別2	別紙2	No.31			自然現象によるリスクについては、上部No.29の天災等に当てはまり、事業者により管理できないリスクであります。どうしても事業者の負担をお考えの場合、事業者負担となる耐震設計条件等を具体的にご提示頂いたうえで、要求される耐震性能を超える地震については両市負担とし、本リスク負担については、両市●、事業者▲に変更願えないでしょうか。	(質問No.338参照)
352	別紙2リ スク分担 測量・調 査	別3	別紙2	No.34			事業者が行う測量、調査におけるリスク項目であると思えますが、両局からお示し戴いた調査内容との齟齬など、事業者に帰責任が無い場合は除外されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
353	別紙2リ スク分担 用地取 得	別3	別紙2	No.38			追加的確保とあるのは、事業者にとって事業者が必要と判断した場合のみにおけるものとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
354	リスク分 担におけ る施設損 傷	別3	別紙2	No.46			この項目に記述されている「不可抗力による施設損傷」とNo.29～No.31の不可抗力の違いを教えてください。	No.29～No.31に該当する場合はその取り扱いを行います。
355	リスク分 担保表	別3	別紙2	No.46			施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷が事業者リスクとなっておりますが、両局のリスクも必要と考えられますが、如何でしょうか。	(質問No.354参照)
356	施設損 傷リスク	別3	別紙2	No.46			リスク分担保No. 46にて、不可抗力による施設損傷は事業者のみ負担となっております。双方がリスク分担保にてお願いいたします	(質問No.354参照)
357	別紙2リ スク分担 施設損 傷	別3	別紙2	No.46			不可抗力による施設損傷リスクについては、No.29不可抗力リスクのリスク分担保により両市●、事業者▲ではないのでしょうか。	(質問No.354参照)
358	リスク分 担保表	別3	別紙2	No.48			物価変動に対する「スライド」についてはどうなるのか？「民間事業者▲」の意味	物価変動に対する変更は考慮します。入札説明書等でお示します。
359	リスク分 担保表	別3	別紙2	No.48			NO.48とNO.60上が矛盾しているように思えますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	リスクNo.60の維持管理段階の物価変動リスクの施設の共用開始前のインフレ・デフレ(設計・建設費に関するもの)は削除します。
360	金利変 動	別3	別紙2	No.49			建設期間中の金利変動が民間事業者となってなっていますが、具体的にどのようなことを想定しているか、ご教示願います。	運転資金を借り入れる場合の金利変動は考慮しないこととご理解ください。
361	リスク分 担保につ いて	別3	別紙2	No.49			建設段階・金利変動のリスク分担保が民間事業者負担となっておりますが、資金調達が両局である本事業において民間事業者側が負担する金利とはどのようなものを想定されているのでしょうか。ご教示下さい。	(質問No.360参照)
362	リスク分 担保表	別3	別紙2	No.50			瑕疵期間が10年というのは長いと考えられますが、如何でしょうか。	重大な瑕疵については10年とします。
363	施設瑕 疵リスク	別3	別紙2	No.52			リスク分担保No. 52にて施設瑕疵10年目までは事業者となっておりますが、対象は建築物であり、電気設備等は含まないと認識で宜しいでしょうか	電気設備等も含まれます。
364	別紙2 リスク分 担保(共 同浄水 場)	別3	別紙2	No.52			施設瑕疵が見つかった場合(10年目まで)は、民間事業者がリスクの主負担となっておりますが、設定期間の短縮を検討いただけないでしょうか。	(質問No.362参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
365	リスク分 担表	別3	別紙2	No.52			両局従負担を10年目以降としています。対象は、建屋その他の土地の上に建設される構造物であり、一般の設備・機器を対象とするものではないと考えます。よって、設備・機器とは対象外となるよう分けて記載をお願い致します。なお、設備・機器に関しては、瑕疵担保期間1～2年と考えますがよろしいでしょうか。	(質問No.362及び363参照)
366	原水水 質	別3	別紙2	No.55			原水水質が悪化した結果不具合が生じた場合でも、実際にその原因が原水水質であったことを完全に証明するのは非常に困難ですので、事業者が大きな举证責任を負うことがないように配慮願います。	実施方針に示すとおりです。
367	別紙2リ スク分 担 原水水 質	別3	別紙2	No.56			原水水質は、事業者のコントロールは不可能です。事業者●の理由をご教示ください。	事業者が原水水質引渡し基準以内において変動等に対応できずに維持管理費が増大した場合等を想定しています。
368	リスク分 担表	別3	別紙2	No.60			維持管理段階の物価変動リスクとして、施設の供用開始前のインフレ・デフレ(設計・建設費に関するもの)が民間事業者になっていますが、どのようなリスクを想定されているのでしょうか。ご教示下さい。	(質問No.359参照)
369	別紙2リ スク分 担 表	別3	別紙2	No.60			(リスクNo.60)維持管理段階の物価変動リスクの内容に施設の共用開始前のインフレ・デフレ(設計・建設費に関するもの)のリスク負担者は民間事業者となっていますが、建設段階での(リスクNo.48)建設期間中の物価変動のリスク負担者は両局(大牟田市、荒尾市)が主負担となっています。考えの違いをお教えください。	(質問No.359参照)
370	別紙2リ スク分 担 物価変 動	別3	別紙2	No.60			施設の供用開始前のインフレ・デフレ(設計・建設費に関するもの)については、No.48建設期間中の物価変動リスクのリスク分担により、両市●、事業者▲ではないのでしょうか。	(質問No.359参照)
371	事業終 了時の 施設の 状況	別3	別紙2	No.62			「事業終了時の施設状況の要求水準」について、現時点で決まっている内容があればご教示願います。	入札説明書等でお示します。
372	別紙3 施設系 統図 別紙27 大牟田 市上水 道系統 図	別4 別77	別紙3 別紙2 7	1			別紙3において、稲荷山団地ポンプ場は甘木配水池から直接送水されていますが、別紙27では、甘木配水池からの送水を黒崎団地加圧ポンプ場で受け、そこから送水ポンプにより稲荷山団地ポンプ場に送られています。どちらの系統図が正しいのでしょうか。	別紙3のとおりです。修正いたします。
373	別紙3事 業範囲	別4	別紙3	1			共同浄水場外の維持管理は委託管理となっていますが詳細な業務の内容は別途ご提示されるのでしょうか。	(質問No.120参照)
374	別紙3 施設系 統図	別4	別紙3	1			「白枠」、「黄色枠」については、大牟田市様、荒尾市様いずれの管理施設でしょうか。	大牟田市は黄色枠、白枠のうち中央水源は荒尾市です。
375	建設工 事の範 囲	別5	別紙3	2	1)		入札に先立ち場外配管と場内配管の接続位置は図面中表示いただけますか。	接続位置は質問No.376参照。場外配管の設計はまだ行っておりませんので接続位置の図示は現時点ではできません。
376	導水管 及び送 水管の 位置 置	別5	別紙3	2	1)	(1) (2)	別紙3の建設工事の範囲において、導水管、送水管の分界点は用地境界付近となっていますが、共同浄水場への導水管の流入位置、送水管の流出位置はどの方向からになりますか。(例:「導水管及び送水管共に東側」など)	導水管は用地の東側、大牟田市送水管は北側、荒尾市送水管は東側～南側を予定しておりますが、今後の詳細検討で変更になることもあり得ます。
377	別紙3 建設工 事の範 囲	別5	別紙3	2	1)	(1) (2)	導水管、送水管の用地境界付近の「分界点の取合い部」の設計・施工・維持管理は、両市と事業者のどちらの業務所掌となるのでしょうか。	共同浄水場内は事業者、場外は各所有市の管理となります。
378	場外保 守点検 業務	別5	別紙3	3	2)		保守点検業務の点検項目は、別途公表される仕様書に記載されると理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
379	事業範 囲	別4	別紙3	2	2)	(1)	水源センターで行っている運転監視制御は共同浄水場で行う。そのために必要な設備の整備を行う。とありますが水源センターは廃止の予定であり、設備の整備について明示願います。	別紙27を参考にして下さい。
380	事業範 囲	別4	別紙3	2	2)	(2)	送水ポンプの制御及び残留塩素管理に必要な設備の整備を行う。とありますが現在の状況が理解できる資料を明示願います。	入札説明書等でお示します。
381	中央水 源地(荒 尾市) 必要な 設備の 整備	別5 別78	別紙3 別紙2 8	2	2)	(2)	中央水源池(荒尾市)の送水ポンプの制御および残留塩素に必要な設備の整備とありますが、具体的な整備内容をご教示願います。	(質問No.39参照)
382	建設工 事の範 囲	別5	別紙3	2	2)	(2)	中央水源池【荒尾市】の送水ポンプの制御及び残留塩素管理に必要な設備の整備について、具体的な内容を明示いただきたいと思います。	(質問No.39参照)
383	電気・燃 料等	別5	別紙3	2	3)	(1)	建設工事の試運転に必要な水は、両局より支給されるものと理解して宜しいでしょうか。	両市より支給します。
384	水道料 金	別5	別紙3	2	3)	(3)	工事期間中の対応で、「水道は事業者自ら調達を行なう」「汚水・雑排水 事業者において対応する」との記載があるが、膜設備の試験水及び新設配水池などの洗浄水などの調達も含まれるのか。	含みます。配水池の新設はありません。
385	別紙3 建設工 事の範 囲	別5	別紙3	2	3)	(4) (5)	施設供用中の「汚水・雑排水」、「雨水排水」の①放流先・条件はご指定頂けるのでしょうか。②また、放流先管理者との協議及び許可取得は済んでいるのでしょうか。③まだ済んでいない場合は、両市がされるのでしょうか。	(質問No.387参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
386	工事期間中の対応	別5	別紙3	2	3)	(4)及び(5)	汚水・雑排水と雨水排水の共同浄水場からの放流先をご教示願います。	(質問No.387参照)
387	雨水排水の放流先、工事範囲及び制約条件	別5	別紙3	2	3)	(5)	・雨水排水の放流先の条件(位置、レベル等)を御提示願いますか。また、工事範囲は用地境界付近を分界点と考えてよろしいですか。 ・別紙32に示された共同浄水場建設後における雨水排水量は、示された数値以下が条件と考えてよろしいですか。	前段の放流先は管轄機関との協議の上決める予定にしておりますが、入札説明書等で公表します。また後段はご理解のとおりですが敷地面積の確定に伴い多少変更になることがあります。(質問No.254参照)
388	別紙4設計費、工事費及び維持管理費の支払方法	別6	別紙4	1			維持管理業務を実施するためのSPC の設立は事業契約締結前とされており建設期間中(3年間)の運営管理費は、どのような計上の仕方をするのでしょうか。	サービスの対価とはなりません。
389	別紙4設計費、工事費及び維持管理費の支払方法	別6	別紙4	1			表中で維持管理費項目その他の費用の備考(内訳)には保険料、公租公課その他上記に含まれない費用とありますが、SPCの運営・管理費及び税前の利益をも計上することができるのでしょうか。	一般管理費等は考慮しています。
390	別紙4設計費、工事費及び維持管理費の支払方法	別6	別紙4	1			場外系施設の修繕費等は別紙4設計費、工事費及び維持管理費の構成表における維持管理費には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.82参照)
391	別紙4設計費、工事費及び維持管理費の支払方法	別6	別紙4	1			別紙2リスク分担表No60でのインフレ・デフレによるリスク負担者は民間企業となっていますが、工事費の物価変動による変更では、インフレ・デフレにより工事費が著しく不相当となった場合は、両局又は事業者は工事費の変更を請求することができる。となっていますこれらの整合性をお教えください。	(質問No.359参照)
392	設計費、工事費事前調査	別6	別紙4	1			設計費、工事費の項目の中に「事前調査費」が記載されておりますが、現時点で想定されている事前調査業務について御教示願います。	(質問No.26参照)
393	設計費、工事費見学者対応	別6	別紙4	1			見学者対応業務が記載されておりますが、年何回程度見学者があると想定されておりますか、また見学の申し込み受付業務等も含まれるのでしょうか。	前段は質問No.65参照。後段は含みません。
394	運転管理費の該当業務について	別6	別紙4	1			工事費及び維持管理費の構成の中で、運転管理費の中に膜交換業務が含まれておりますが、修繕計画の中で行う膜交換業務も運転管理費に含まれるのか、異常時等の予備膜の交換のみを想定されているのかご教示下さい。	全ての膜の交換は運転管理費に含むものと考えています。
395	設計費、維持管理費の構成	別6	別紙4	1			設計費、維持管理費の構成は、場内・場外と同じ構成と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。(質問No.82参照)
396	維持管理費の中の膜交換費用の取り扱い	別6 別7	別紙4	1 3	2)		1項の表では膜交換業務は運転管理費に含まれております。一方、3項2)ア では「修繕費を除く維持管理費を四半期毎に(固定費的に)支払う」旨が述べられております。例えば、膜交換費は運転管理費に含まれ、5年毎の交換であれば1回の交換費用を5年間で平準化して請求が出来るかと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	維持管理費の中の膜薬品洗浄費用の取り扱い	別6 別7	別紙4	1 3	2)		オンサイト方式、オフサイト方式のいずれにせよ、膜の薬品洗浄費用は相当な額になることが予想されます。この費用は修繕費を除く維持管理費として請求すればよろしいでしょうか。また、費目としてはオンサイトでの薬品費を除く部分を保守点検費とし、オンサイトでの薬品費は運転管理費に含めるということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	設計費及び工事費	別6	別紙4	3	1)		設計費及び工事費は、各年度の出来高に応じて支払うとの記載があるが、出来高(進捗)の確認はどのように行なうのか。	通常の建設工事と同じです。
399	法定外委託	別7	別紙4	3	2)	ア	法定外委託となりますが、ユーティリティ費用(電力、薬品、水道、通信費、燃料など)の契約方法をご教示ください。	ご指摘の箇所は第三者委託と法定外委託を指しております。詳細については入札説明書等でお示します。
400	場外維持管理費	別7	別紙4	3	2)	ア	「修繕を除く維持管理費」の支払いは、場内・場外同様の考え方と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	維持管理費のうち修繕費の支払方法	別6	別紙4	3	2)	イ (7)	別紙2のリスク分担表(共同浄水場)の維持管理コスト増大リスクについては、両局の事由によるもの以外は民間事業者が負担することになっているのに対し、維持管理費(共同浄水場)のうち修繕費の支払いは業務の確認ができたものに対して支払うとありますが、民間事業者の経営努力・運転の工夫等により実際の修繕費が提案された長期修繕計画を下回る事ができた場合は、これは民間事業者の収益となるという理解で宜しいでしょうか。	提案された長期修繕計画に従い、業務の確認ができたものに対し四半期ごと一括して支払います。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
402	維持管理費の支払方法	別7	別紙4	3	2)	イ (7)	提案された長期修繕計画で想定した時期とは異なる時期に修繕の必要性が生じた場合、協議等においてこれが承認されれば、提案された長期修繕計画に記載の時期とは異なる時期に実施した修繕であっても、修繕費用はお支払いいただけてと考えてよろしいでしょうか。また、その支払時期は、当該修繕実施年度の支払に反映されると考えてよろしいでしょうか。	事前に両市と合意した場合には、ご理解のとおりです。
403	場外修繕費	別7	別紙4	3	2)	イ (イ)	実施方針の場外維持管理対象業務には修繕業務は記載されていません。場外施設修繕業務に関する提案は今回対象外と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.82参照)
404	別紙4 維持管理費の支払い方	別7	別紙4	3	2)	イ (イ)	「場外施設」の修繕費は、「修繕時に実費精算で両市からSPCに支払われる」ということでしょうか。	修繕費については両市の積算金額を考慮した支払いになると考えています。
405	物価変動による費用の変更	別7	別紙4	4	1)		工事費ならびに維持管理費は、物価変動による費用の変更を認めていただいておりますが、事前調査費および設計費についても、妥当方法により、物価変動があった場合の費用の変更は認められて良いと判断します。事前調査費および設計費について実施方針で認めていない理由をご教示願います。	通常の設計業務等でも考慮していないことによりです。(期間が短く積算根拠とする標準単価の見直し周期を超えない等)
406	工事費・維持管理費の変更	別7	別紙4	4	1)	(1)	物価変動による変更として、工事費の変更について明示されていますが、設計費については除外されています。物価変動は同様に影響することから、設計費も加えていただくようお願いいたします。	実施方針のとおりとします。
407	別紙4 物価変動による変更	別7	別紙4	4	1)	(1)	「工事費」とありますが、設計費、事前調査費、電波障害等対策費についても物価変動による変更について協議いただけてと考えてよろしいでしょうか。	(質問No.406参照)
408	別紙4 物価変動による変更	別7	別紙4	4	1)	(1)	工事費には、膜ろ過装置製造とプラント設備工事および土木・建築工事が含まれており、各工事について物価変動の状況が異なる事および請負企業が異なることが考えられるため、工事費の変動については、各工事を切り離した上で1000分の15を超える額について協議を行うとの理解でよろしいでしょうか？また、協議する上で基準を明確にするために、入札時並びに事業契約書について、膜ろ過装置製造とプラント設備工事および建設工事の各工事額が分かるような様式としていただけないでしょうか。	各工事を切り離すことは考えておりません。契約書等についても同様です。
409	別紙4 設計費、工事費及び維持管理費の支払方法	別7	別紙4	4	1)	(1) ア	「～国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当になったと認めた場合は～」とありますが、水準の変動を確認する具体的指標についてご教示ください。	入札説明書等でお示しします。
410	別紙4 維持管理費の変更	別8	別紙4	4	1)	(2)	維持管理費の改定を行う指標を示す表の見学者対応費の参考指標が「清掃」となっていますが、維持管理費の構成表では、見学者対応業務は人件費・経費が主たる内容となっており、「賃金指数」の間違いはないでしょうか。	実施方針に示すとおりです。
411	維持管理費の改定	別8	別紙4	4	1)	(2)	各指標の毎年の変動率が1%に満たない(略)直近の改定からの累積が±1%に満たない場合(略)直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないとの事ですが、各費目での変動率が指定の率を超えた場合、改定するとの理解で宜しいでしょうか。例えば、その他の項目に原油指標とした場合、それが高騰しそれに関わる費目内訳を提示していた場合は改定の協議が出来るかと考えますが如何でしょうかお示しください。	前段はご理解のとおりです。後段は原油指標は考えておりません。
412	別紙4 物価変動による変更	別8	別紙4	4	1)	(1)	「物価指数等」に関し、両局がお考えの指数はどの指数がご明示いただけないでしょうか。	基本となるのは消費者物価指数と考えております。
413	別紙4 物価変動による変更	別8	別紙4	4	1)	(1) オ	①左記の項で主要な工事材料の価格変動に基づく変更請求の規定がありますが、この項目の運用は、国交省発表の「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」に準じるとの理解でよろしいでしょうか？ ②それとも、コンクリート等、他の主要な工事材料についても変更請求ができるのでしょうか？ ③また左記の項による変更請求において、変動前の材料の単価は事業契約時の実勢単価(資料本等で示されているもの)、変動後の材料の単価は請求時点の実勢単価(同)の比較の上、実施設計完了時点における内訳書の数量ならびに落札率をもって行えるとの理解で宜しいのでしょうか？ ④その場合の落札率を定めるために、貴市にて工事請負契約書に該当する予定価格をいずれ公表されるのでしょうか？ ⑤或いは③に代わり、入札直後に提出する内訳における単価合意の上、実施設計完了時点における内訳の数量で変動後の単価比較を行う方法も可能なのでしょうか？	①②については単品スライドと限定してはおりません。③は概ねご理解のとおりです。④は公表しません。⑤は考えておりません。
414	別紙4 物価変動による変更	別8	別紙4	4	1)	(1) オ	左記の項における請求についてはア項に記載の「事業契約締結の日から12月を経過」しなくても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結の日から12月を経過した後に適用されます。
415	別紙4 物価変動による変更	別8	別紙4	4	1)	(2)	「直近の改定からの累積が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合」と2つの指標があります。どちらでしょうか。	「直近の改定からの累積が±1%に満たない場合」は削除します。
416	維持管理費の改定	別8	別紙4	4	1)	(2)	対価の改定は、別紙9頁表にある運転管理費・保守点検費・見学者対応費・警備業務費・その他の費用毎に行うのでしょうか。あるいは、合計金額で行うのでしょうか。また薬品等については、個別品目ごとに改定を行うのでしょうか。	合計金額で行います。薬品についても個別品目ごとには行いません。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
417	別紙4 設計費、 工事費 及び維持 管理費の 支払 方法	別8	別紙4	4	1)	(2)	「…ただし、各指標の毎年の変動率が1%に満たない場合又は直近の改定からの累積が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないことし…」とありますが、維持管理費用の改定は、直近の改定からの累積は何パーセントとなったときに可能となるのでしょうか？	(質問No.415参照)
418	別紙4 設計費、 工事費 及び維持 管理費の 支払 方法	別8	別紙4	4	2)	(1)	維持管理費用の改定のスケジュールについて想定される規定があれば明示いただきたくお願いします。	別紙4を参照下さい。
419	浄水方 法の変 更につ いて	別10	別紙5				既認可浄水方法に機械脱水とありますが、実施方針15頁の排水処理施設においては、天日乾燥床とあります。機械脱水設備もしくは天日乾燥床のどちらでも提案可という理解でよろしいでしょうか。また、機械脱水設備もしくは天日乾燥床までの排水処理施設はすべて共同浄水場内に建設しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	前段は質問No.277参照。後段の排水処理施設はすべて共同浄水場内の建設とします。
420	浄水方 法の変 更につ いて	別10	別紙5				既認可浄水方法において、ランゲリア指数の改善のために消石灰の注入を考慮されておりますが、他のアルカリ剤(カセイソーダ、ソーダ灰等)を注入して、目標とするランゲリア指数に対応できる原水水質であるかどうか、ご教示願います。	原水水質データをもとにご判断下さい。なお、入札説明書等では、過去の原水アルカリ度の開示を予定しています。
421	浄水方 法の変 更につ いて	別10	別紙5				この浄水方法の認可は、大牟田市単独又は大牟田・荒尾市の共同浄水場、いずれの認可でしょうか。また変更認可については、大牟田市、荒尾市それぞれが行うこととなると思いますが、急速な過から膜ろ過への変更は、簡易な変更の取り扱いとして、両市共に届出で処理できるとの理解でよろしいでしょうか。	両市で各々認可(若しくは届け出)が必要です。落札者提案の前処理設備等によっては変更認可が必要になります。
422	浄水方 法の変 更にか かると する手 続きに ついて	別10	別紙5				浄水方法の変更に必要な各種申請等の手続き業務は両局にて実施いただけると理解してよいでしょうか。また、変更手続きに必要な費用等も両局のご負担と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
423	共同浄 水場建 設用地	別12、 13	別紙7				P12共同浄水場建設用地平面図に示される予定地と、P13平面図(メッシュ図)の建設用地範囲が異なるように思われますが、P13平面図(メッシュ図)が正しいと考えてよいでしょうか。	(質問No.243参照)
424	共同浄 水場建 設用地	別12	別紙7				建設用地は当初住宅があったようですが、コンクリート塊等の撤去物は無いと判断してよろしいでしょうか。	小規模な側溝等がある程度です。
425	建設用 地	別12	別紙7				建設用地(別紙p2)、土質調査図(別紙p13)及び現地見学会補足資料(写真)について対象区域表示が異なりますが、いずれが正として理解して宜しいでしょうか。また、南側道路境界と本敷地境界に空地が生じた場合の利用用途を御教示下さい。	(質問No.243参照)
426	平面図、 横断面 図(メ ッシュ 図)	別13 ～ 別20	別紙7				配置検討のため平面図(メッシュ図)、横断面図をCADデータでの開示をお願いします。	入札説明書等でお示します。
427	共同浄 水場建 設用地 の土質 調査資 料	別紙 21～ 29	別紙8				土質調査資料の柱状図に孔内水位があります。設計地下水位と判断してよろしいでしょうか。	本資料は調査日における測定水位です。事前調査を含め総合的に判断して下さい。
428	清里総 合ポン プ場か ら延命 配水池 への送 水ルー ト変更 に伴う ポンプ 能力	別30	別紙9				清里総合ポンプ場から延命配水池への送水ルート変更に伴う既設ポンプにてかばーできるもの理解しておりますが、その吐出能力は如何ほどでしょうか。	(別紙21参照)
429	場外配 水系統	別30	別紙9				甘木配水池から配水される系統図となっておりますが、別紙P.77の上水道系統図では黒崎岡地加圧ポンプ場からの配水となっております。どちらの配水系統が正でしょうか。	甘木配水池からの直接送水に修正します。
430	場外配 水方法	別31	別紙1 0				清里総合ポンプ場より延命配水池までの送水方法について、ポンプ容量アップまたはポンプ増設などは行わず既設、新設配管にて送水可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
431	導水管 縦断面 図	別33	別紙1 2				導水管縦断面図に大牟田・荒尾共同浄水場着水井WL+11.50の記載がありますが、導水勾配を参考に事業者が設定して宜しいのでしょうか。	共同浄水場内の施設水位は事業者で決めて下さい。
432	導水管 縦断面 図	別33	別紙1 2				導水における共同浄水場着水井残存水頭は、P33の値を下回らないと考えてよろしいでしょうか。	水理計算結果によるものですので、多少の差異は生じるものと考えられます。
433	送水管 平面図	別34	別紙1 3				荒尾送水管のルートが2案ありますが、選択は事業者の判断という解釈で宜しいですか。	入札説明書等でお示します。
434	共同浄 水場の 雨水排 水につ いて	別35	別紙1 4				雨水排水の行き先および最終処分方法、について明示願います。	(質問No.387参照)

No.	質問項目	頁	対応箇所	内 容	回 答	
435	送水管縦断面図	別36 ～40	別紙1 5～別 紙17 (3)	送水管縦断面図中の空気弁の位置をご教示願います。(空気弁位置図)	既設部分については入札説明書等でお示しします。新設部分については縦断面図をもとに事業者でご判断下さい。	
436	送水管縦断面図	別36 ～40	別紙1 5	動水勾配を提示下さい。	図中の数値をもとにご判断下さい。	
437	四箇ポンプ場の滅菌設備液中ポンプの要項について	別44	別紙2 1	四箇ポンプ場の滅菌設備 液中ポンプの要項が 1.3～0.7m ³ /時とありますが大きすぎる値ではないでしょうか？	0.75～23.3ml/分と修正します。	
438	場外維持管理対象の害異様	別44	別紙2 1	各施設を連絡する送水管及び配水管は維持管理対象外と考えてよろしいでしょうか。また各施設内の送水管及び配水管はどのように考えればよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。目視可能な範囲は点検の対象と考えております。	
439	別紙21場外維持管理対象施設の機	別44 別45	別紙2 1	別紙21記載のうち、設備機器・装置、電気設備等の機能・性能を把握するために必要な設備台帳、機能調査報告書などの情報をご開示ください。	入札説明書等でお示しします。	
440	残塩管理	別45	別紙2 1	現在、稲荷山団地ポンプ場にて追加次亜注入を実施していると思われませんが、当施設においても薬品調達管理業務及び次亜塩素酸注入管理を含むとの理解でよろしいでしょうか。	稲荷山団地ポンプ場では次亜は注入しておりません。	
441	別紙22財源内訳及びアロケーション	別46	別紙2 2	補助金、両市の自己資金、企業債の算定及び財源振分けは、両市がされるということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
442	補助対象範囲	別46	別紙2 2	2. 施設の規模等(本文p15)に記載されている浄水施設、排水処理施設、送水施設、管理棟、薬品注入設備、電気計装設備、場内配管、その他は補助対象該当施設と理解して宜しいでしょうか。補助・単独の区分を御教示下さい。	前段はご理解のとおりです。門、柵、塀等は単独となります。	
443	補助対象範囲	別46	別紙2 2	対象業務(本文p3)に示されている「イ 対象業務」において、(ア)浄水場整備業務のうち事前調査業務及び設計業務は補助対象業務範囲内でしょうか。補助率の考え方は別紙22の通りと理解します。	設計業務は補助を予定しています。	
444	宮原浄水場原水(菊池川系)水管	別48	別紙2 3	臭気の測定結果で何らかの臭気を検出されておりますが、種類、回数等が確認できる資料を明示願います。	入札説明書等でお示しします。	
445	菊池川系の原水水質	別48	別紙2 3	菊池川系の将来の原水水質予測データを開示していただけないでしょうか。	入札説明書等でお示しします。	
446	宮原浄水場および上の原浄水場原水水管等	別48	別紙2 3	宮原浄水場の浄水水質データを開示していただけないでしょうか。	(質問No.444参照)	
447	宮原浄水場および上の原浄水場原水水管等	別48 別85	別紙2 3 別 紙33	別紙23の49臭気に関して、60回の測定の全て(通年)において臭気を検出されています。活性炭処理について、両局としては年間どの程度を稼働期間と想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	ご提案ください。	
448	宮原浄水場原水水質について	別48	別紙2 3	宮原浄水場原水水質の中で大腸菌・臭気については、過去5年間の測定において全て検出されたという理解で宜しいのでしょうか。また、その場合、P85別紙33で活性炭処理設備の稼働が年間の限られた期間になることが想定されるという根拠が薄いとも考えますが、どのような根拠に基づく想定でしょうか。ご教示下さい。	前段はご理解のとおりです。後段は総合的に判断しました。	
449	共同浄水場原水について	別50- 52	別紙2 3	図1・ 2・3	上の原浄水場から供給される共同浄水場原水について、水質情報(過去の年報等)の開示をして頂くことは、可能でしょうか？	入札説明書等でお示しします。
450	宮原浄水場および上の原浄水場原水水管	別50	別紙2 3	上の原浄水場の浄水水質で濁度及びpH値以外についても開示していただけないでしょうか。	入札説明書等でお示しします。	
451	原水濁度について	別50	別紙2 3	毎日の最大、最小のデータで度数分布を作成されていますが、ここで使用しているデータは毎時データの中の1日の最大値と最小値でしょうか。	毎時ではなく毎日(1日に1回)となります。	
452	場外配水池	別53	別紙2 4	既存配水池における配水流量(配水池出口)記録・帳票が提示可能であればお願い致します。	可能な範囲で公表を考えます。	
453	黒崎団地加圧ポンプ場	別53	別紙2 4	黒崎団地加圧ポンプ場の運転制御について記載がありませんので、既存運転方法をご教示下さい。	吐出圧一定のインバータ運転制御です。	
454	宮原浄水場	別53	別紙2 4	「水質管理課より指示」記載箇所は、事業実施時と同様の指示と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
455	水量管理の現状	別53	別紙2 4	運転制御の内容が記載されていますが具体的なポンプ、弁の操作手法(自動操作、手動操作)をご教示下さい。	現在は、延命ポンプは水位による手動運転、勝立ポンプはタイマー及び水位による自動運転です。	

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
456	別紙25相互連絡の時間帯	別54	別紙25	2			実施方針説明会において、「宮原浄水場と上の原浄水場の相互連絡については今後も必要であり、提案に入れて欲しい」との趣旨説明がありました。両浄水場は本業務委託範囲外であるため、どのように考えればよろしいのでしょうか。	上の原浄水場は宮原浄水場と共同浄水場の水量変動を踏まえて運転制御を行う必要があるため、事業者は上の原浄水場との連絡、場合によっては宮原浄水場の連絡が発生することを意味しています。
457	濁度の原水引渡し条件(案)	別54 別79	別紙25、29	項目NO51			p79の原水引渡し水質条件(案)表中の「引渡し水質条件」欄にて原水濁度の提示が20度以下となっています。また、共同浄水場の原水となる上の原浄水場の浄水についてはp54に「浄水濁度は3度以下を目指す」、p52に「浄水濁度の目標を3度としており、原水濁度が高い場合のみ凝集沈殿処理を行っている。」との記載があります。また、台風等の浄水停止のリスクは民間事業者側と成っていることから、受け入れ条件が20度のため毎日20度が流入した場合でも対応可能な施設(平均に対して過剰)の検討となります。そのため過去より連続流入時間または日数の規制値が必要となります。高濁時データ(時間と高濁の関係)をご教示願います。	連続濁度監視装置がないため、データがありません。しかしながら、宮原浄水場の原水水質で1日以上濁度20度継続したことはありません。
458	宮原浄水場との連携	別54	別紙25	3			「…宮原浄水場も含めて考える必要がある」とされていますが、その内容等について具体的にお示し願います。	(質問No.456参照)
459	上の原浄水場の現状について	別54	別紙25	3			実施方針に示された対象業務には宮原浄水場が含まれておりませんが、ここでは宮原浄水場も含めて考える必要があると書かれています。宮原浄水場への送水量や、宮原浄水場での処理水量の変動を監視する設備は両市で設置されるの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.456参照)宮原浄水場での処理水量の変動を監視する設備は必要ありません。
460	ランゲリア指数の改善について	別54	別紙25				原水pHが一時的に低くなる場合、ランゲリア指数の改善のため上の原浄水場にある酸化ナトリウム注入設備を稼働することは可能でしょうか。	上の原浄水場は主として工業用水の浄水場であり、上水のための運転方法の変更は不可能だと考えます。
461	上の原浄水場	別54	別紙25	3			連絡を要する水量変化等の取決めは、事前連絡は事業者と理解して宜しいでしょうか。また、取決めは県、両局、宮原浄水場、事業者協議の上決定すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
462	システム構成図	別75	別紙27				図面上既設設備を移設するものと読み取れますが、既設設備の図面の開示はしていただけますでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
463	大牟田市集中監視制御システム構成図(現況)	別75	別紙27(1)				図面上(右上)のME記述、「共同浄水場に移設予定(本事業に含む)」と「別途大牟田市に監視設備を設置予定(本事業に含む)」は今回の対象施設(工事)に含まれますか？	含みます。
464	集中監視制御システム	別75	別紙27(1)				各機器又は装置の電源容量[kVA]・重量[kg]・発熱量[kcal/kg]、各機器間の配線種類並びに配線系統図資料を開示して頂く事は可能でしょうか。	入札説明書等で公表します。
465	清里総合ポンプ場監視制御	別75	別紙27(1)				現状の運転監視制御を行っている井の運転監視制御方法(遠方からの手動または自動操作の方法等)についてご教示下さい。	調整池の水位とタイマー及び水質条件などによるシーケンス制御と個別手動運転です。
466	延命水質監視局	別75	別紙27(1)				延命水質監視局のテレメータ孫子局が点線で記載されており、本事業にて新設と理解して宜しいでしょうか。	点線は特段の意味はありません。
467	唐船流調弁、白川流調弁、東谷配水池	別75	別紙27(1)				今回廃止となる施設(唐船流調弁局、白川流調弁局、東谷配水池)のTM装置の撤去は本事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。集中監視制御システムに上がっている信号のデータ削除も今回事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。	唐船流調弁局、白川流調弁局及び新設流調弁4箇所程度の遠方監視制御設備の浄水場側設備整備(親局)を本事業に追加します。子局の整備は大牟田市が行います。詳細は入札説明書等でお示しします。
468	集中監視制御システム	別75	別紙27(1)				既設設備機器の機器図面(外形図、内部実装図、展開接続図等)、既設施工図面や関連図面を開示していただくことは可能でしょうか。	入札説明書等でお示しします。
469	大牟田市上水道系統図(自己水系)	別76	別紙27	(2)			現在の延命配水池送水ポンプと勝立配水池送水ポンプのスペックを明示願います。	(別紙21参照)
470	荒尾市中央水源池フローシート	別77	別紙28				現在の取水ポンプと送水ポンプのスペックを明示願います。また、浄水池の水位変動と送水量が理解できる資料も明示願います。	中央水源池では共同浄水場からの送水量を概ね一定とし、不足分を井戸水で賄う考えにしておりますので、ご依頼の件は不要と思われます。
471	アルミニウムの原水引渡し条件(案)	別79	別紙29	項目NO.33			処理プロセスの追加にかかわるため、本水質中のアルミニウムの溶解性と不溶解性の形態について、ご教示願います。	入札説明書等でお示しします。
472	活性炭対象のジェオスミンの既往実績	別79 別85 別87	別紙29、33	項目NO.42			ジェオスミンについてp79の別紙29引渡し条件(案)表中では、平均、最大ともに、引渡し条件の0.00002mg/lを超えていますが、p87の活性炭処理対象物質では水質基準(0.00001mg/l)以下となっています。活性炭運転期間及び使用量の推定にかかわるため水質基準をオーバーする頻度の目安をご教示願います。	原水水質最高値(H15~19)の平均は2ng/L(0.000002mg/L)であり、最大は8ng/L(0.000008mg/L)となっているように、いずれも引き渡し条件の20ng/L(0.00002mg/L)は超えておりません。また、これまでに、原水と浄水で水質基準を超過したことはありません。なお、原水引渡し条件は入札公告までに見直す予定です。

No.	質問項目	頁	対応箇所				内 容	回 答
473	活性炭対象の2-メチルイソボルネオール の既往実績	別79 別85 別87	別紙2 9、33	項目 NO.4 3			2-MIBについてp79の別紙29引渡し条件(案)表中では、平均、最大も共に、引渡し条件の0.00002mg/lを越えています。p87の活性炭処理対象物質では水質基準(0.00001mg/l)以下となっています。活性炭運転期間及び使用量の推定にかかわるため水質基準をオーバーする頻度の目安をご教示願います。	原水水質最高値(H15～19)の平均は3ng/L(0.000003mg/L)であり、最大は8ng/L(0.000008mg/L)となっているように、いずれも引き渡し条件の30ng/L(0.00003mg/L)は超えておりません。また、これまでに、原水と浄水で水質基準を超過したことはありません。なお、原水引渡し条件は入札公告までに見直す予定で す。
474	原水引き 渡し条件 (案)	別79 別80	別紙2 9				原水水質参考値のなかで、原水引き渡し条件(案) 原水水質参考値に明記されていない項目(クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、味、臭気、色度)については、次回 入札公告・入札説明書の公表時に明示されるとの理解で宜しいでしょうか？また、水質基準項目のなかで引渡し水質条件の明記されていない項目についても同上との理解で宜しいでしょうか？ それから、水質管理目標設定値の引渡し条件(有機物等、臭気強度、腐食性の目標値の設定)はないのでしょうか？農薬類(夏季6～9月毎日検査)の概略の種類と内訳および目標値は明示していただけるのでしょうか？	一点目をご理解のとおりです。 二点目もご理解のとおりです。 三点目は入札説明書等でお示します。 四点目は実施方針別紙33の別表1をご参照ください。なお、入札説明書等でお示します。
475	原水引 渡し条件 (案)	別79 別80	別紙2 9				水質基準項目の表中の引渡し条件のところにある「参考値」とは何かをご教示願います。	「参考値」は同じ行の水温に対しての注釈であり、引渡し条件は設定しないが必要な情報であると判断したため、参考までにお示しました。
476	原水引 渡し条件 について	別79	別紙2 9				原水引渡し条件(案)の中で「塩素酸」が番号、項目共、抜けているものとお見受けしますので、改めて条件のご提示をお願い致します。	ご指摘のとおりです。入札説明書等でお示します。
477	原水引 渡し条件 について	別79	別紙2 9				原水引渡し条件(案)の中で原水水質参考値、引渡し水質条件の抜けている項目について条件のご提示をお願い致します。	入札説明書等でお示します。
478	原水引き 渡し条件 (案)	別79	別紙2 9				水質項目のうち、トリハロメタン類等の消毒副生成物については「生成能」の値と理解してよろしいでしょうか。	原水水質参考値は生成能ではなく、実測のデータです。原水引渡し条件は入札公告までに見直す予定で す。入札説明書等では、誤解を招かないように具体的にお示します。
479	原水引き 渡し条件 (案)	別79	別紙2 9				水質基準項目の有機物(全有機炭素量)の原水水質は5mg/L以下となっていますが、基準値が3mg/Lに改正された場合には、引渡し条件も3mg/L以下となるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等でお示します。
480	原水引き 渡し水質 について	別79	別紙2 9				原水引き渡し条件において濁度は20度となっていますが、50頁の濁度の度数分布をみると3年間に1回かつ短時間と想定されます。一時的に高濁度となった場合に取水量を抑えるなどして、浄水処理への高濁を回避をする対策をとることは可能でしょうか。	回避する運転は、上の原浄水場での水質モニター等の整備を考慮した上で可能であればご提案下さい。なお、給水計画に支障がない範囲であれば問題ありませんが、調整が必要であれば両市の承諾が必要になります。
481	原水引き 渡し水質 について	別79	別紙2 9				一部の水質項目を除き、水質基準が引き渡し条件となっていますが、これら項目の水質基準が将来的に見直されて厳しくなった場合、引き渡し条件も水質基準の見直しに合わせて変更されると考えてよろしいでしょうか。	原水引渡し条件は事業期間内で変えることはありません。リスクは両市の負担とします。
482	原水	別79	別紙2 9				原水受け渡し条件として、水位と圧力をご提示ください。	(別紙12参照)
483	引渡し水 質条件 (水質管 理目標 設定項 目)の検 査	別80	別紙2 9	項目 NO12			今回提示されています水質管理目標設定項目中で「農薬類(夏季6～9月毎日検査)」が記載されています。本項目は102物質の農薬を対象としていますが、102項目全数毎日の測定が必要とのことでの試算を見込むことで考えてよろしいでしょうか。通年の必要検査頻度をご教示願います。	102物質を対象項目とすることはご理解のとおりです。「農薬類(夏季6～9月毎日検査)」は、大牟田市が平成17年度以降の毎年6月～9月の毎日において取り組んでいる毎日検査の結果であることを示しています。(対象項目は実施方針別紙33の別表1を参照ください)。必要検査頻度は入札説明書等でお示し す。
484	引渡し水 質条件 (水質管 理目標 設定項 目)	別80	別紙2 9				今回の実施方針で提示されています水質管理目標設定項目は18項目ですが、大牟田市企業局(HPIにて公表分)の平成20年度水道水質検査計画(p8の表3)によると28項目あります。設定項目数が違う理由をご教示願います。	測定していない項目及び基準と重なる項目を除いたためです。なお、原水引渡し条件は入札公告までに見直す予定であり、入札説明書等でお示します。
485	農薬類 (夏季(6 ～9月) 毎日検 査)	別80	別紙2 9				この欄の平均値は0.51ではなく、0.051ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
486	浄水水 質要求 水準 (案)	別81	別紙3 0				項目 濁度の項で、膜ろ過水0.01度以下、浄水池0.05度以下と浄水池濁度の要求水準(案)が高く設定されている理由について ご教示願います。	場内配管内の付着物剥離等の要因により、膜ろ過水よりも浄水池では劣化する可能性があると考えたためです。なお、浄水水質要求水準は入札公告までに見直す予定で す。
487	浄水水 質要求 水準 (案)	別81	別紙3 0				水質保証項目としては浄水水質要求水準(案)の項目(濁度、残留塩素、腐食性)以外に水質基準項目(51項目)が示されると思います。更に水質管理設定項目(実施方針の別紙29)によると18項目、大牟田市水道水質検査計画によると28項目)についても保証項目とされるのでしょうか。それとも目標項目とされるのでしょうか。ご教示願います。	詳細は入札説明書等でお示しますが、厚生労働省通知の全ての水質管理目標設定項目について浄水水質要求水準を定めることを予定しています。
488	浄水水 質要求 水準 (案)	別81	別紙3 0				水質保証項目の水質分析回数(年間あたり)をご教示願います。	入札説明書等でお示します。
489	浄水水 質要求 水準につ いて	別81	別紙3 0				浄水水質要求水準(案)には示されていない項目は水道水質基準以下と考えて宜しいでしょうか。入札説明書で示されるとのことですが、設計的に検討時間を要することを鑑みて質問するものです。	詳細は入札説明書等でお示しますが、水道水質基準値よりも厳しい水準を設定する予定で す。
490	浄水水 質要求 水準 (案)	別81	別紙3 0				浄水水質要求水準は水質基準項目(51)及び水質管理目標設定項目(実施方針記載の18項目)についてそれぞれ示されるとの理解でよろしいでしょうか	水質基準項目についてはご理解のとおりです。水質管理目標設定項目については、質問No.487をご参照下さい。

No.	質問項目	頁	対応箇所	内 容	回 答		
491	浄水水質要求水準について	別81	別紙30		入札説明書で明らかにされることと思われませんが、ランゲリア指数の改善を行うとありますが、水質管理目標設定項目の目標値が要求水準と考えてよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、カルシウム、マグネシウム等(硬度)等とのバランスも考慮して設定する予定です。	
492	浄水要求水準(案)(残留塩素)	別81	別紙30		浄水要求水準(案)のうち、残留塩素は大牟田市給水末端と荒尾市中央水源地で個別に設定するとあります。事業者側で残留塩素濃度をコントロールできるのは、本事業で整備する浄水場だけに認識していましたが、場外で追塩(補塩)することを想定されていますか。また、両地点までの到達時間は開示される予定ですか。	大牟田市については共同浄水場系の配水区においては追塩の予定はありません。甘木配水区については四箇ポンプ場で追塩します。到達時間については正確なデータはありません。荒尾市については中央水源地で、井戸水に対しての次亜注入を行っております。中央水源地までの到達時間につきましては別紙14等を参照しご検討下さい。	
493	別紙31	別82	別紙31	●対象施設の点検等の頻度		清里・四箇ポンプ場の電気工作物主任技術者点検は、「維持管理業務範囲内」において電気主任技術者を配置する必要がある業務ということでしょうか。	電気主任技術者を配置する必要はありませんが、当該有資格者による点検が必要です。
494	別紙31	別82	別紙31	●維持管理の範囲	一つ目の「・」	「上表に示す点検(資格が必要なものについては有資格が対応すること。）」とありますが、重油・軽油・ガソリンを対象に「危険物保安監督者乙種第4類」の有資格者が対応することよろしいか。	ご理解のとおりです。
495	電気工作物主任技術者点検	別82	別紙31			「清里総合ポンプ場」並びに「四箇ポンプ場」の作業項目に、「電気工作物主任技術者点検」とありますが、具体的な点検対象をご教示ください。	受変電設備・負荷設備・送水ポンプ盤・発電機盤・発電機・直流電源装置などです。
496	共同浄水場の雨水排水について	別83	別紙32			雨水排水量の提示がありますが、放流先はどこを想定されていますか。(隣接道路内の雨水管、〇〇川等)	(質問No.387参照)
497	雨水排水量	別84	別紙32			雨水排水量は、0.31m ³ /秒以下(流出係数0.34以下)にする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、敷地面積の確定後に若干変更になる場合もあります。
498	活性炭処理の対象となる水質項目の既	別85 ~ 別87	別紙33			総トリハロメタン、クロホルム、ジエオスミン、2-MIB、農薬類の 両局の処理水水質管理目標値があればご教示願います。	管理目標値はありません。
499	活性炭処理について	別85	別紙33			別紙33には、「活性炭処理設備の稼働は年間の限られた期間になることが想定される」とあります。貴市では現在、活性炭処理が必要と想定される水質項目に関して、国の定める水質基準以上の上乗せ基準を検討されていますでしょうか。別紙30には、浄水水質要求水準詳細については入札説明書等で示すがありますが、設計検討時間が限られている為、既に方針が決まっているようでしたら、教えて頂けたらと思います。(ご参考までに、横浜市川井浄水場PFIの例ですと、総トリハロメタン:0.01mg/L以下、クロホルム:0.006mg/L以下、ジエオスミン:0ng/L以下、2-MIB:0ng/L以下となっております。)	前段は質問No.489参照。後段は入札説明書等でお示しします。
500	活性炭処理の対象となる水質項目	別86 別48	別紙33、23			図1(1)~(5)の諏訪川原水を除いたグラフからは特に活性炭処理設備の必要性を読み取れません。一方、別紙23の臭気の項目(60回中、60回すべてにおいて臭気異常)からは臭気対策の必要性が読み取れます。臭気異常を来した原因物質が別紙33に挙げられたジエオスミンまたは2-MIBによるものか或いは他のものであるのかを御教示下さい。	活性炭処理の必要性については、質問No.448及び質問No.489参照。
501	農薬について	別88	別紙33			平成16、17、18年度のグラフが3枚ありますが、このグラフの縦軸の名称や目盛範囲が異なります。この3つは同じ検出指標値を表しているかと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。縦軸は、各農薬の目標値に対する比の総和を示しています。